

第百九十八回国
参議院厚生労働委員会會議録第四号

平成三十一年四月二十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十日

辞任 宮崎 勝君

補欠選任 山口那津男君

三月二十二日

辞任 山口那津男君

補欠選任 宮崎 勝君

三月二十六日

辞任 宮島 喜文君

補欠選任 山本 順三君

三月二十七日

辞任 青木 一彦君

補欠選任 島田 三郎君

三月二十八日

辞任 大家 敏志君

補欠選任 馬場 成志君

三月二十九日

辞任 武見 敬三君

補欠選任 自見はなこ君

四月八日

辞任 小川 克巳君

補欠選任 金子原二郎君

四月九日

辞任 自見はなこ君

補欠選任 有村 治子君

四月十八日

辞任 山田 俊男君

補欠選任 岡田 直樹君

四月二十二日

辞任 木村 義雄君

補欠選任 朝日健太郎君

四月二十三日

辞任 河野 義博君

補欠選任 三浦 信祐君

東 徹君

石井 苗子君

出席者は左のとおり。

委員長

石田 昌宏君

理事

自見はなこ君

島村 大君

そのだ修光君

川合 孝典君

山本 香苗君

青木 一彦君

朝日健太郎君

石井みどり君

小川 克巳君

高階恵美子君

鶴保 庸介君

中川 雅治君

馬場 成志君

藤井 基之君

石橋 通宏君

川田 龍平君

福島みずほ君

足立 信也君

磯崎 哲史君

三浦 信祐君

宮崎 勝君

石井 苗子君

倉林 明子君

薬師寺みちよ君

富岡 勉君

根本 匠君

根本 匠君

根本 匠君

根本 匠君

根本 匠君

根本 匠君

根本 匠君

根本 匠君

根本 匠君

根本 匠君

内閣府副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

厚生労働省健康局長

厚生労働省子ども家庭局長

濱谷 浩樹君

福田 正信君

宇都宮 啓君

吉岡 成子君

新谷 正義君

左藤 章君

大口 善徳君

大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

厚生労働省健康局長

厚生労働省子ども家庭局長

濱谷 浩樹君

福田 正信君

宇都宮 啓君

吉岡 成子君

新谷 正義君

左藤 章君

大口 善徳君

大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

厚生労働省健康局長

厚生労働省子ども家庭局長

濱谷 浩樹君

福田 正信君

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石田昌宏君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に自見はなこ君を指名いたします。

○委員長(石田昌宏君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省子ども家庭局長濱谷浩樹君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石田昌宏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石田昌宏君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○自見はなこ君 自民党の自見はなこです。本日の質問の機会を誠にありがとうございます。

この度、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金給付等に関する法律案が、今国会で議員立法として委員長提案という形で提出をされることになりました。約一年間、超党派議連の法律策定PTに参加させていただきましたが、この間は、立法院に身を置く者の一人としてその責任の重さを痛感し、耐え難い苦痛を受けた方々が特に高齢であることから、一刻も早く法案を提出したいと思う日々でもありました。

法案を作った、法律を作った立法院、立法院に基づいてそれを施行してきた行政、そして関係者、我々はそれぞれの立場において、深く反省し、心からのおわびを申し上げたいと思います。

二度とこのようなことが繰り返されてはなりません。

昭和二十三年から平成八年に母体保護法に改正されるまで全会一致の議員立法として成立をし、存在をしてきた旧優生保護法の下で、優生思想に基づく強制不妊手術が法律によって定められ、そして行われてまいりました。旧優生保護法の第一章第一条の法の目的には、この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とするところあります。多くの方々が、生殖を不能にする手術、放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を長年にわたり受けてこられました。

旧法から二十年を経て、二〇一八年一月、旧優生保護法の下で行われた強制不妊手術に対する国家賠償請求訴訟が仙台地裁に提訴され、昨年一月の提訴の後、昨年三月に優生保護法下における強制不妊手術を考える議員連盟が、尾辻秀久先生を会長、福島みずほ先生を事務局長として、超党派で立ち上げられました。そして、昨年五月からは、与党には、与党旧優生保護法に関するワーキングチームが田村憲久座長の下に立ち上げられ、同時に超党派議連の中でも法案策定プロジェクトチームが結成され、私も超党派議連の中の法案策定プロジェクトチームのメンバーとして約一年間議論に参画をさせていただきました。被害に遭われた方々が非常に御高齢であるということも考慮し、超党派で寸暇を惜しんで議論が綿密に行われました。

超党派の議連は、この後、福島みずほ先生からも詳細な御説明があると思いますが、九回、そして法案作成のプロジェクトチームも九回、そして勉強会も幾度も行われました。そして、その中で、被害に遭われた方々や様々な団体や関係の皆様にもお話を伺い、また、同時並行し、厚生労働省や全国の自治体にも実態調査を依頼し、取りまとめに至ったものでございます。

厚生労働省が行った調査の結果では、旧優生保護法が施行されていた間の手術の実施件数は、統

計上で、全体で約二万五千件であると言われております。本人の同意を要しない旧法四条と旧法十二条に基づくものが約一万六千五百件、本人の同意に基づく旧法三条に基づくものが約八千五百件とされております。

当時は、都道府県に設置された優生保護審査会で審査を行い決定されたと言われていたのですが、議連総会あるいは議連で主催をした勉強会の中で、その審査会を経たかなどの経過が明らかでないものや、また、いわゆる本人同意についても、同意せざるを得ないような状況に追い込まれての同意だった方のお話も伺ったり、手記も拝見、拝読させていただきました。

加えて、旧優生保護法で定められた対象疾患や術式によらずとも、法案を背景として手術を受けた方々がおられることも分かりました。

今回の法案では、広く対象としたいということ、本人の同意を基に行われた不妊手術や、あるいは定められていた術式や疾患によらずとも対象にしようということになりました。一時金は、様々な御意見があるということも現在も承知してございますが、国際的な事例であるスウェーデンの強制不妊手術の補償金を一つの参考として、物価などを総合的に加味した上で、一律三百二十万円といたしました。

また、法案には、調査等を第四に定めました。二度と繰り返さないように、共生社会実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施するとしていま関する調査を作った立法院、立法に基づいてそれを執行してきた行政、そして関係者、我々は、それぞれの立場において、なぜこのようなことが起こったのか、またそれを履行し続けてきたのか、深い反省とともに、これからも向き合っていくかなければなりません。

一問目、根本厚生労働大臣にお尋ねをいたします。今回の法律については、議員立法として、旧優生保護法の優生思想の反省の下に、超党派議連と

しても取り組んでまいりました。その中で、我々という主語で、特に制定した国会と執行した政府と関係者を念頭に反省とおわびを示しております。二度と今後、このような優生思想に基づく法律の制定や行政としての取組があつてはなりません。

このことに関しまして、厚生労働大臣としてのお考えと、今後に向けた厚生労働省をつかさどる行政の長としての決意を伺いたく存じます。

○国務大臣(根本匠君) 衆議院厚生労働委員会における法案の趣旨説明の中で、今もお話がありましたが、委員長から、「我々は、それぞれの立場において」とあるのは、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府を特に念頭に置くものであるとの御発言がありました。この点について、旧優生保護法は旧厚生省が執行していたものであり、厚生労働大臣として真摯に受け止めたことを考えております。

また、法案前文において、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて努力を尽くす決意が述べられていと承知しております。

厚生労働大臣としても、このような事態を二度と繰り返さないためには、何よりも共生社会の実現が重要と強く考えております。関係省庁とも連携の上、その実現に向けて最大限の努力を尽くしてまいりたいと考えています。

○自見はなこ君 ありがとうございます。

日本内科学会や日本産科婦人科学会など医学系百三十二の学会が加盟する日本医学会連合は、四月の十七日の日、この度の問題を検証する検討会の初めての会合を開いております。十月をめどに結果をまとめ、声明として発表する予定だと聞いております。

記者会見で門田会長は、医学関係者の問題として、とんでもなくおかしいことがなぜ過去に長年、長期に行われ、なかなか対応ができなかった

のか十分に検証し、同じ轍を踏まないように、医学会全体として方向性を出すことが大切だと述べられたとされていますが、改めて、我々は、それぞれの立場において、深く反省とおわびをし、二度とこのようなことが繰り返されないために、立法院においても不断の努力を行っていくことを申し述べたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

請求者が御高齢になつてございます。その中で速やかな対応が求められる現状がございしますが、特にこの記録の確認には医療機関の協力が必要であると考えます。厚生労働省としてどのような形で依頼をしていくのか、お答えください。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

優生手術の実施に関する個人記録につきまして都道府県に記録が残されていないケースにつきましても、医療機関等に手術等の実施に係る個人記録が残されていた場合には一時金支給の認定の大きな判断材料になると考えております。

今回の法案におきましては、請求書に氏名や手術を受けた医療機関名、時期等を記載することとなつており、承知をいたしておきまして、各医療機関等における調査につきましては、ある程度調査範囲を特定した上で実施することが可能であると考えておりまして、事務負担もそれほど大きくはならないものと想定をいたしております。

今回の法案に基づく医療機関等における記録の調査につきましては、努力義務でございまして、協力を強制するものではないと承知しておりますけれども、ただいま申し上げましたように、個人記録が残されていた場合の認定に大きな判断材料になるといったようなこと、それから、医療機関等の事務負担等の程度等につきまして、医療関係団体等を通じて丁寧に説明を行うことで、医療機関等におきまして適切にかつ可能な限り速やかに調査を行っていただけますよう、厚生労働省といたしましては理解を求めていきたいと考えております。

○自見はなこ君 ありがとうございます。

それぞれの医療機関におかれては可能な限り迅速に御対応いただくことや、それが都道府県をまたいで行われる場合には、厚生労働省には事務に遅延がないように御対応いただくのはもちろんのことだと思ひます。

その上で、長い年月にわたるにも言い出せずに悩んで、この度初めて申請や相談をされる方々もおられると思いますので、出向いた医療機関等でも思いも掛けないような心ない対応などが行われないように、医療機関に対しても、また関係の団体に対しても、今回の法案の趣旨を十分に御説明の上、最大限の対応が行われるように周知徹底を心からお願ひ申し上げます。

次の質問に移ります。

相談支援については、高齢者で施設に入つていくことも考えられると思いますが、アウトリーチ型の相談支援も有効だと思います。どのような相談支援の在り方について考えているのか、お聞かせください。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

今回の法案におきましては、第十二条第二項におきまして、国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずる旨規定されております。加えて、同条第三項におきましては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得る旨が規定されているものと承知をいたしております。

この趣旨を踏まえまして、一時金の請求に当たりましては、支援を必要とする方に必要な支援が届きますよう、法案が成立した際には、行政機関による取組のほかに、入所施設や障害者関係団体との協力も得まして、積極的な周知や相談支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○自見はなこ君 今回の法案提出は、被害に遭われた御高齢の方々に一刻も早くということを取り

まとめに至りました。相談事業においても、施設を訪問して行うなど、確実に今回の施策が対象者の方々に届くように、緊張感を持って取り組んでいただけるよう心からお願ひを申し上げます。以上で終わります。

○委員長(石田昌宏君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、東徹君が委員を辞任され、その補欠として石井苗子君が選任されました。

○福島みずほ君 立憲民主党・民友会・希望の会の福島みずほです。

優生保護法と今回提案予定の法案について質問いたします。

今日は感無量です。優生保護法の問題は、当事者の飯塚さんを始め、市民の皆さん、研究者の皆さんが二十年以上も前から血を吐くような思いで訴え、熱心に取り組み、解決を求めてきた問題です。

優生手術に対する謝罪を求める会は、二〇〇三年に「優生保護法が犯した罪 子どもをもつことを奪われた人々の証言」という本を出版しています。様々なこのような長年の活動がなければ、優生保護法の問題点の広がりにはなかつたでしょう。

また、日本弁護士連合会への人権救済への申立て、原告の皆さんの勇気ある提訴、弁護団と支援の人たちの頑張りがまさに国会を動かしました。心から敬意を申し上げます。また、全日本ろうあ連盟、全国手をつなぐ育成会連合会など様々な当事者団体が、大変困難な中、実態調査などを丁寧に行つていらつしやることにとりわけ敬意を表します。

まず、大臣にお聞きをいたします。法案についての受け止めをお聞かせください。

○国務大臣(根本匠君) 今回の法案については、旧優生保護法が全会一致で成立した議員立法であることや当事者が御高齢であること等に鑑み、今、福島みずほ議員のお話にもありましたよう

に、立法院の責任においてできるだけ早期に結論を得るべく、与党ウィーキングチームや超党派の議員連盟で議論が行われてきたものと承知しております。

法案の前文では、旧優生保護法の下で、多くの方々が、生殖を不能にする手術、放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびするとされております。

この点について、衆議院厚生労働委員会における法案の趣旨説明の中で、委員長から、「我々は、それぞれの立場において」とあるのは、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府を特に念頭に置くものであるとの御発言がありました。

厚生労働大臣として、旧優生保護法は旧厚生省が執行していたものであり、委員長の御発言は真摯に受け止めたかと考えています。

いずれにしても、法案が成立した場合には、一時金の着実な支給に向けて、厚生労働大臣として全力で取り組んでまいります。

○福島みずほ君 優生政策は、ナチス・ドイツによつて、恐ろしく歴史上最も非人道的な形で実施されました。ナチス・ドイツは、強制的な不妊手術を合法化するために一九三三年に断種法という法律を制定します。これをお手本として、日本は一九四〇年に国民優生法という法律を制定しています。優生保護法は、敗戦を間に挟みつつも、この国民優生法の延長線上で生まれたものです。

優生保護法の第一条は、この法律の目的として、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを旨とし記されています。まさに優生思想に基づいた法律です。

そして、実態は、貧困家庭あるいは施設に入所している子供などにも及びます。障害者手帳を持つていない状態でも手術がなされている例があります。人口政策として、手術をして子供を持つことを許さないということが法律を根拠になされたのです。

法律はもちろん問題ですが、法律を超えて、コバルト照射や子宮摘出なども行われます。個人の尊厳を踏みにじり、将来子供を持つことをあらかじめ奪ってしまうもので、未来を奪ったとも言えるものです。性と生殖の権利、リプロダクティブライツ・アンド・ヘルスを侵害しています。

深刻なことは、日本国憲法の下で一九四八年にまさに議員立法の第一号として全会一致で成立したことです。そして、優生保護法は一九九六年まで存続をします。この法律に基づく最後の手術は一九九二年です。最年少は九歳の女の子です。優生手術は二万五千人の人に対して行われています。

強制不妊手術が長年にわたり行われたことについて、第一義的責任は国会にあります。国会がこのような法律を制定しなければ、このようなことは行われなかったのです。国会は、このような法律を制定したことについて反省し、謝罪をしなければなりません。国会こそが優生思想を克服し、乗り越えていかなければならないのです。議員立法で優生保護法ができたのであれば、今度は国会でそれに対する救済法を作らなければならぬのです。国会で救済法を作ることそのものが国会の反省と謝罪であり、国会の意思です。

後ほど提案されるであろう一時金の支給等に関する法律案の中で、起草案の趣旨において、「我々は、それぞれの立場において」とあるのは、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府を特に念頭に置くものでありますとされていきます。なぜこのような法律が作られ、なぜそれを止めることができず執行され続けたのか、問われなければなりません。

一時金の支給等に関する法律案は、全ての政党の実に多くの議員の思いと努力によって作られました。この委員会に所属する皆さんの皆さんたちもこのことに関わっていらつしやいます。立法者の一人として、そのことを説明させていただきます。

私は、二〇〇四年三月二十四日、この厚生労働委員会では坂口厚労大臣に対し、同じく十一月九

日、尾辻厚労大臣に対して質問をします。二〇一六年三月七日、女性差別撤廃委員会が強制的な優生手術を受けた被害者に対する具体的な取組を行うことを勧告します。そこで、この厚生労働委員会で塩崎大臣に対し質問をします。大臣は、本人から要望があれば事情を聞くとか答弁をしてくれました。この答弁を受けて、厚生労働省のヒアリングを七回行いました。

二〇一八年一月三十日、国家賠償請求訴訟が仙台地裁に提訴されます。そのことをきっかけに、悲惨な実態を明らかにするよう求める声が高まります。そこで、三月五日、多くの超党派の議員で議員連盟を立ち上げます。三月十三日、与党ワーキングチームが発足をします。議員連盟の活動として、勉強会と並行し、厚生労働省に実態調査を求めてきました。二〇一八年五月二十四日に法案作成プロジェクトチームを立ち上げ、議員連盟の勉強会十回、法案作成プロジェクトチームの会合十回、これらを開催する中で、被害当事者の方々、弁護士、優生手術に対する謝罪を求める方々、日本障害者協議会、DPI日本会議、DPI女性障害者ネットワーク、全日本ろうあ連盟、自治体議員、国会図書館、学者の皆さんなどのヒアリングをしました。協力してくださった皆さんに深く敬意と感謝を申し上げます。本場にあらがとうございます。

支援者団体や障害者団体から、迅速な謝罪と補償、何が起こったのかを丁寧に検証し、優生思想の本質に向き合うべき、被害状況について関連資料の収集と保存体制をつくるべきだということの要請を受けました。被害者の皆さんは高齢になっており、裁判が全て確定をしてから立法したのではほとんど救済ができなくなってしまうのです。一日も早い謝罪と給付金の支払をしなければなりません。迅速な対応をするために、与党ワーキングチームと議員連盟と調整を行い、法案策定をしてきました。

私たちのこの社会が本当に優生思想を克服しているのかどうか大変疑問です。津久井やまゆり園の事件は、この社会に根深く優生思想があることを私たちに突き付けています。法律が成立すること、国会が優生思想を克服し、手術を受けさせられた皆さんへの心からの謝罪となるように思います。

この法案は当事者を対象としていますが、苦難を共にしてこられた配偶者、兄弟姉妹、子供など家族の皆さんの労苦にも応えるものになればと思います。法案が成立しても、そこからがスタートです。この社会が全ての人にとって生きやすい社会となるようにしていかなければなりません。

厚生労働省にお聞きをいたします。周知と申請者への対応についてお聞きをします。法律の趣旨、内容についてどのように広報していくのでしょうか。障害の特性に応じて周知などをすべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。今回の法案の第十二条におきましては、先ほども申し上げましたけれども、国及び地方公共団体は、支給対象となる方に対し、一時金の支給手続等につきまして十分かつ速やかに周知をすることとされております。また、その際には、優生手術等を受けた方々の多くが障害者であることを踏まえまして、障害者支援団体等の関係者の協力も得ながら、障害者の特性に十分配慮して行うこととされております。

厚生労働省といたしましては、法案が成立した際には、地方公共団体と連携いたしまして、障害者支援団体等の関係者の協力も得ながら、制度につきまして、対象となる方に対して積極的に周知、広報を行ってまいりたいと考えております。あわせて、法案におきましては、第二十二条におきまして、国は、この法律の趣旨及び内容につきまして、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるとされております。

具体的な周知の内容及び方策につきましては本法案の成立後に検討することとなりますけれども、法案の前文におきまして、先ほど来出ております。

まずけれども、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていました優生手術に関する規定が削除されるまでの間におきまして生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたこと、このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびするとされていくこと、また、今後、これらの方々への名誉と尊厳が重んぜられることが明記されていること等を踏まえまして、広く国民の皆様は法律の趣旨及び内容を御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 都道府県や相談窓口において、障害の特性による対応はどう予定しているのでしょうか。例えば、全日本ろうあ連盟の皆さんからは、是非手話通訳などについて配慮してほしいと要請を受けています。いかがでしょうか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。御指摘いただきましたように、厚生労働省といたしましては、都道府県に對しまして、例えば相談支援に当たりまして筆談の準備あるいは手話通訳者の配置など、障害がある方でも請求が円滑に行われるような配慮を求めるといたしてしております。

○福島みずほ君 認定審査会についてお聞きをします。認定審査会における判定はどのようなものなのでしょうか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。今回の法案におきましては、対象者に該当することが明らかな場合には厚生労働大臣が速やかに一時金の支給認定を行い、それ以外の場合には、厚生労働省に置かれます認定審査会に審査を求め、その審査結果に基づき厚生労働大臣が認定を行うこととされていると承知をいたしております。

今般、与党ワーキングチームと超党派の議員連盟の間でおまとめいただいた審査会の判断等に係る基本的な考え方におきましては、認定審査会は、請求者等の陳述内容を十分に酌み取り、収集

した資料等も含めて総合的に勘案した上で、柔軟かつ公正な判断を行うこと、明らかに不合理ではなく、一応確からしいことを判断の基準とされているものと承知をいたしております。

今後、法案が成立、施行された段階におきまして、認定審査会を設置いたしまして具体的な審査基準を検討していくこととなると考えておりますけれども、厚生労働省といたしましては、この基本的な考え方が立法者から明確に示された御意思として大変重いものと認識いたしております。その内容をしつかり踏まえて対応していきたいと考えております。

○福島みずほ君 国会が責任を持って調査と報告をする必要があります。調査報告書の作成が必要です。調査はまだ道半ばです。厚生労働省の全面的な協力が必要ですが、いかがですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

法案第二十一条におきまして、国は、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査を実施することとされております。

この調査につきましては、国会が主体となつて実施されるものと承知いたしておりますけれども、旧優生保護法が旧厚生省が所管していたこと、そして執行していたこと、こういったことから、厚生労働省といたしましてもできる限りの協力をしたいと考えております。

○福島みずほ君 意見の反映がまだまだ不十分な点があることは了解しております。ただ、この法案が成立した時点には、幅広い人たちに周知、広報がされ、一人でも多くの、たくさんの人たちに対して給付金が支払われ、また、国会がそれに対して責任を持つ調査、報告ということもこれからまたスタートです。そのことがしっかりと行われ、そして国会こそ第一義責任があると私は申し上げました。まさに優生思想を乗り越える、そんな大きなスタートになればということをお願いし、私の質問を終わります。

○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合孝典でございます。

この後審議をされます旧優生保護法に関して、私も質問させていただきたいと思っております。

優生保護法に関しては、当時国会にいた人間ではございませんが、立法院の一員として心からの反省と謝罪を申し上げなければいけないという、そういう思いでこの場に立たせていただいております。

そのことも踏まえて、改めて根本厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。今回の法案では具体的な誰がどう反省しているのかが見えないというこの御指摘を繰り返して当事者団体の方々がしていられつらるわけでありまして。先ほどの答弁でも、それぞれの立場という言葉がございました。私は、国会議員の一人として心から反省し、謝罪しなければいけないと思っておりますが、厚生労働大臣、根本大臣としてこの点についてどう捉えられつらるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(根本匠君) 今回の法案においては、

法案の前文で、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術、放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けられたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびするとされております。この点について、衆議院厚生労働委員会における法案の趣旨説明の中で、委員長から、「我々は、それぞれの立場において」とあるのは、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府を特に念頭に置くものであるとの御発言がありました。厚生労働大臣として、旧優生保護法は旧厚生省が執行していたものであり、委員長の御発言、真摯に受け止めたことを考えております。

いずれにしても、法案が成立した場合、一時金の着実な支給に向けて厚生労働大臣として全力で取り組んでいきたいと考えています。

○川合孝典君 真摯に受け止めるということですが、謝罪はしないという理解でしょうか、今の大臣として。

○国務大臣(根本匠君) 真摯に受け止めたといえております。

○川合孝典君 本来、超党派の議員立法ということでございますので、余り指摘したくないことも幾つかあるわけですが、この際でありますので、ちょっと一点確認をさせていただきたいと思っております。

実は、先週の週末に関係団体の方から御連絡を頂戴をいたしました。そちらの方から、先週木曜日の時点で、厚生労働省から本法案の成立を前提として法案の説明の資料が既に回っているという連絡が入りました。

繰り返し当事者の方々の方が不在の中で物事が決まっているということに関して、様々な声があります。法律の身について評価する声がある一方で、当事者の思いに寄り添っていないという指摘は繰り返しあつたわけでありまして、そうした状況の中で、まだ法案が成立していない状況の中で厚生労働省から既に関係団体に案内が回っているというこのことはどういうことなのか、これ御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

旧優生保護法に基づきましては、今回の法案につきましましては、法案が成立した場合の円滑な施行のために、障害関係団体に対する事前説明を実施してまいりました。それで、一部関係団体に送付するメールにおきまして、早ければ四月中旬に成立する見込みとの表現を用いていたということがございます。

これ、旧優生保護法案が公布日施行となつていきますことから、法案の円滑な実施のために早めの周知が必要であるとの思いから記載したものであるということでございますけれども、立法院を軽視しているかのような誤解を与えてしまったことにつきまして、誠に遺憾であります。おわびを申し上げます。

○川合孝典君 もちろん、参議院をないがしろにしているということでありまして、審議すらしていない時点から法律成立前提とした話が進んでいるということ、こんなことはあつてはいけません。ですので、そのこともさることながら、当事者の方々の思いに寄り添っていないということ

を言っているんです。

これ、どなたが指示されたんですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。これは、言わば事務的な手続の誤りということでございます。我が子ども家庭局におきまして、関係部局と調整しながら関係団体への連絡をする過程におきまして、このようなミスが起こってしまったということでございます。誠に申し訳ございません。

○川合孝典君 通達文書は社会・援護局から発出されております。ということは、子ども家庭局から指示をされたということですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。関係団体への周知につきましては、子ども家庭局からお願いたしました。ただ、法案の成立についての記述等につきましては、そういったことは想定しておりませんでした。言わば事務的なミスでそういった連絡が行ってしまったということでございます。

○川合孝典君 一般論として、法律が成立する前に役所から通達が出るということはあるんでしょうか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 基本的に、正式な通達につきましては法案成立前に通知等を出すことはありませんけれども、事前の準備をいたしまして、何といたしましうか、法案成立した時点にこのような準備が必要だというようなことで御連絡をすることはございます。

今回の法案におきましても、都道府県に対しては、これは公布日施行ということでございます。して準備が必要だということで、与党と超党派からの御指示もいただきまして、三月十八日に準備のための説明会を実施したという経緯がございます。

○川合孝典君 当事者不在のままで一方的に物事が進められているという思いをお持ちの方々に対して、傷に塩を塗り込むような行為を今回なさつたということがあります。そのことに大変な不快の念をお持ちの方がいらつしやるということでもありますから、改めて、厚生労働省として、その点

に關しておわびはきちんとしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 関係者の方々に大変不快な思いをさせてしまったことに關しまして、改めておわびを申し上げたいと思います。

○川合孝典君 次の質問に移りたいと思いますが、御承知のとおり、現在七つの地域で国賠の請求訴訟が係属中でございます。

ここで確認なんですけれども、今回のこの被害者の救済のための法案がこうした訴訟に対して影響することはないという理解でよろしいですね。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。今回の法案と訴訟とは別でございますまして、今回の法案によりまして損害賠償請求等に影響を与えることは、請求そのものに影響を与えることとはないというふうな承知をいたしております。

○川合孝典君 この点について少なからず心配していらっしゃる方がいらつしやうたものでありますから、今確認をさせていただいたということでもあります。関係ないということでは理解をいたしたいた。

次に、財源の關係のことについてお伺いしたいと思ひます。

最大で二万五千人の方が対象になるであろうと言われております。一人当たり支給されれば一時金三百二十万円ということですから、単純計算して最大で予算の枠が八百億円ということになります。この予算措置についてどうするのかということについて、一般論として、衆議院の厚生労働委員会において我が党の岡本議員が一度質問をさせていただいておるわけでございますが、その件については法案が提出まだされていないから一般論でお答えできないという答弁が衆議院側ではありました。

既に法案が提出されております。財源の措置についてどのような考えをお持ちなのかをお聞かせください。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。法案の施行に係る予算措置につきましては、一

般的に議員立法も含めまして、法律が成立した場合、政府は誠実に執行する義務がございます。法案の成立後、法案の趣旨を踏まえ、適切に対応していくことになるかと考えております。

なお、過去に施行経費が本予算に計上されていない法案が成立し、当該年度中に施行された際の対応例として三つございまして。

一つはハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律でございますまして、この際には予備費及び当初予算で対応しております。二つ目がドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律でございます。この際には補正予算で対応いたしております。三つ目が特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法でございますけれども、これは予備費及び補正予算で対応がなされております。

○川合孝典君 予算の關係で本来一時金を支給を受けられる権利のある方々に対して悪影響を及ぼさないように、きちっとした財政的な配慮はしていただきたいということを申し添えさせていただきます。

審査会のメンバーについて、認定審査会のメンバーについてお伺いしたいと思います。

法案の中にもあら書かれておりますけれども、当事者の方々の意見がきちんと反映されるような認定審査会になるのかということについての疑問の声も上がってきておりますので、具体的にどのような方が認定審査会メンバーになれるのかをお聞かせください。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。今回の法案におきましては、一時金支給の認定につきまして、対象者に該当することが明らかな場合には厚生労働大臣、それ以外の場合には、認定審査会に審査を求め、厚労大臣が認定を行うというところでございます。

認定審査会の委員でございますけれども、対象者に該当するかどうかの判断が適切になされますよう、法案におきまして、医療、法律、障害者福

祉等の有識者のうちから任命いたしまして、また、七人以上政令で定める人数以内で組織することとされております。

認定審査会に関する規定は、公布から二か月後の施行とされております。法案成立した暁には、こういった法案に基づきまして委員の選任を進めてまいりたいと考えております。

○川合孝典君 当事者の方々の意見がきちつと反映されるような人選をするということではよろしいですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。現在、法案審議中でございます。法案成立した暁に、法案の趣旨を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○川合孝典君 そういう曖昧な答弁をされるから心配されるわけですよ。改めて指摘させていただきたいと思ひます。

時間がなくなってきましたので、もう一点だけ質問させていただきますが、医療機関からの優生手術に関する個人記録の保有状況についての調査を既にされていると伺いました。百九十四施設、団体から千六百五十一人分の記録が出てきたということでありまして、それ以外の記録、どうされるのか、お教えください。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。現在、記録があるものに関しましてはその記録の活用も考えられますけれども、それ以外のものにつきましては、今後法案が成立した暁には、請求に当たりまして、請求者から、氏名、手術を受けた医療機関名等、あるいは時期等を記載していただくこととなっております。こういった請求を基に、各医療機関に調査をいたしまして確定をさせるといいますか、情報収集をしまいたいというと考えております。

○川合孝典君 時間来ましたが、一点だけ指摘と、もう一個だけ質問させていただきます。努力義務であつて、いわゆる協力が要は強制されるわけじゃないわけですよ、医療機関に対する情報提供請求は、努力義務ですよ。努力義務であつた場合、医療機関がもしもその情報提供を

拒否された場合どうなるのかということについて確認だったんですよ。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、努力義務でありまして、協力を強制するものではないということでございます。したがって、それ以上のごときは、何といたしまして、強制とかそういうことはございません。でございますけれども、ただ、今回の認定に当たりまして、個人記録が認定に当たりまして大変重要であるといったことも踏まえまして、医療関係団体等を通じて丁寧に説明を行うことで医療機関等において適切に調査を行っていただけたら、厚労省といたしましても理解を求めてまいりたいと思ひます。

○川合孝典君 しっかりとした対応を改めてお願いして、終わります。

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。私は、この間、与党の旧優生保護法に関するワーキングチームの一員として議論に参加させていただいてまいりました。本日は、国政に身を置くと、また、衆議院において可決され本院に送付されております法律案を前提といたしまして、政府の受け止め、また認識についてお伺いをさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、法律案の第二十二条についてお伺いをさせていただきます。法律案第二十二条におきましては、国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。とあります。広く国民に対してしっかりと広報活動するというところでございまして、この二十二条におけます法律の趣旨とは何か、厚生労働大臣はどう受け止めておられますでしょうか、どう理解をされていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(根本匠君) 法律第二十二条、今委員からお話があつたとおりであります。

この二十二条は、対象となる方への一時金支給の手續など一般的な制度の周知について定める第十二条、これとは別に設けられております。その趣旨としては、当事者の方からの御要望も踏まえ、なぜ今回の法案が提案され対象者に一時金を支給することとされたのか、その経緯や趣旨を広く国民一般に周知して理解を得ることで安心して一時金を請求できる環境を整えることにあるものと承知をしております。

○山本香苗君　ですので、そのなぜというところの法律の趣旨のところを大臣はどう受け止めておられますかと伺っているんです。

○国務大臣(根本匠君)　法律の前文においては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有することなどを理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたこと、このことに對して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心からおわびするとされていること、また、今後、これらの方々への名誉と尊厳が重んぜられることが明記されていることなどを踏まえて、具体的な周知の方策については、この中身を踏まえて、広く国民の皆様は法律の趣旨及び内容を御理解いただけるように努めていきたいと思っております。

○山本香苗君　なぜこういうことを聞いているかと申しますと、この条文の意味合いをしつかり大臣、受け止めていただきたいんです。

というのも、この法律案について、何で今頃なのかと、もっと早くすればよかったんじゃないかという声がある一方で、ネット上とかで、なぜ救済する必要があるんだとか、優生保護法は今だって正しいじゃないかみたいな優生思想を是認するよな、そういう書き込みがあふれているんです。これが現実なんです。

こういう優生思想が根強く残ったままで、被害を受けられた方々が名のり出ることってすごく難しいと思います。安心して申請できないと思うんです。だから、しっかりと、なぜこういう形で一

時金を支給するのか、その趣旨をしつかり理解していただきたいんです。広報していただきたいんです。

具体的にどうやっていただけますか。

○国務大臣(根本匠君)　今の山本委員のお話にありましたように、なぜ、なぜということはいささかり理解してもらわなければいけません。

その意味で、多少先ほどと繰り返すようになりますが、多くの方々が、特定の疾病や障害を有することなどを理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたこと、このことに對して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびすると前文においてされていること、そしてまた、今後、これらの方々への名誉と尊厳が重んぜられること、こういうことはもう明記されておりますので、こういう中身をしっかりと、これがまさに法律の趣旨ですから、広く国民の皆様は法律の趣旨及び内容を御理解いただくように努めていきたいと思ひますし、具体的に周知、広報をしつかり取り組んでいきたいと思ひます。

○山本香苗君　是非大臣のお言葉でいただきましたかったなと思ひます。

先日来、この法律案が成立した際に総理から反省とおわびの談話がなされるといった報道が一部なされておりますけれども、被害を受けられた方々を始め全ての国民の方々に今申し上げたような法律の趣旨が伝わるように、そして二度とこうしたことが繰り返されないように、考えられ得るありとあらゆる方法を取っていただきたいと思ひます。決して一時金を支給するというような認識を与えないでいただきたいと、単なる一時金支給だというよな、そういう印象を絶対に与えないでいただきたいと重ね重ね申し上げておきたいと思ひます。

次に、被害を受けられた方々への周知についてお伺いしたいと思ひますが、この点は本場にいろ

んな議論がなされました。そういう中で、結果として、法律案の第十二条に規定されておりますとおり、速やかに周知を行うこと、相談支援など請求に關して利便性を図るための措置を適切に図ることという形に現時点ではなりました。

この点に關しまして、鳥取県の平井知事が、今日の十七日の定例記者会見で、手術記録のある方に県独自の通知を検討する考えを明らかにしました。

今後、具体的な通知方法については検討することとでございますが、今回の法律が成立することによって、鳥取県のような地方自治体の判断で独自に通知するなどといった取組に何か、何らかの影響はあるのでしょうか。

○政府参考人(濱谷浩樹君)　お答えいたします。鳥取県の事例については承知いたしております。

まず、今回の経緯、経緯といひましようか、通知をしていない枠組みになった経緯でございますけれども、与党ワーカーキングチームあるいは超党派の議員連盟の議論におきまして、各都道府県におきまして、仮に優生手術等を受けた方を把握している場合であっても、個人個人の置かれている状況は様々である、例えば同居している家族に一切伝えていない場合、当時のことを思い出したくない場合も想定されるということから、一律に当該者に一時金の支給対象になり得る旨を個別に通知することは慎重に考慮すべきという結論に至ったものというふうな承知をいたしております。

したがって、本法案にはそのための根拠規定は設けられていないものと承知をいたしておりますけれども、一方で、本法案が、各都道府県が自らの判断で条例等に基づき対象となり得る方ではないの通知することまでを制限しているものではないのではないかと理解をいたしております。

○山本香苗君　要は、妨げにならないということですよ。

○政府参考人(濱谷浩樹君)　妨げにならないものと理解をいたしております。

○山本香苗君　この点につきましては、是非こう

いった地方独自の取組につきましてもフォローしていただきたいと思ひますので、是非よろしくお願い申し上げたいと思ひます。

十二条におきましては、先ほどもお話ししましたけれども、相談支援を行うという形になっておりますが、この相談支援が、被害者、被害を受けた方が安心して相談できるよな、また被害者の立場に立った相談支援が円滑に実施できるように具体的にどのように取り組むのか、お答えいただけます。

○政府参考人(濱谷浩樹君)　お答えいたします。先ほど来答弁申し上げており、法案第十二条におきまして、優生手術等を受けた方の多くが被害者であることを踏まえまして、被害者支援団体等の関係者の協力も得つつ、障害の特性に十分配慮して行うとされております。

厚生労働省といたしましては、法律の施行に当たりまして、実際に一時金支給の請求窓口となる都道府県に對しまして、一つは請求される方の心情に配慮した相談支援の実施、それから専用相談ダイヤルや専用窓口の設置、さらにプライバシーに配慮した受付体制の整備等につきまして対応を求めていると考えております。

また、あわせて、厚生労働省といたしましても専用相談ダイヤルを設置する予定でございます。また、被害者支援団体等の関係者にも協力を求めながら、請求される方が安心して相談できるように、相談窓口の整備に取り組んでいきたいと思ひます。

○山本香苗君　是非、被害当事者の方々の声も聞きながら、そういう相談支援の充実に努めていただきたいと思ひます。

この優生思想と決別をして、そして二度と同様の事態を引き起こさないためには、今申し上げたように、この法律の趣旨を国民に広く周知徹底すると同時に、今後、優生思想が形を変えて出てくるよなことを防ぐという再発防止も大事だと、極めて重要だと考えております。

そこで、内閣府にお伺いしたいと思ひますが、障害者基本法により内閣府に設置された障害者政

策委員会におきまして、この間、例えばこういった優生思想であったり旧優生保護法に関するような議論というものはなされたことありますでしょうか。

○政府参考人(福田正信君) お答えいたします。

委員御指摘の優生思想や旧優生保護法につきましては、これまでの障害者政策委員会では議題として直接取り上げられたことはございませんが、過去の審議の中では、例えば相模原市の障害者施設における殺傷事件に関しまして、被告人が発言したとされている障害者の存在を否定するような主張につきまして委員の間で議論が交わされた例がございます。

○山本香苗君 障害者政策委員会は、障害当事者の方が参画されて、障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うための第三者機関であります。そして、障害者基本計画の大きな柱の一つは障害者差別の解消に向けた取組の推進でありまして、このように、優生思想が形を変えて再び出てくるのではないようにしていくということは、まさしくこの障害者政策委員会の役割ではないかと思うんですが、今日は内閣府から左藤副大臣に来ていただきましたけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(左藤章君) 昨年三月に閣議決定しました第四次障害者基本計画には、先ほど答弁がございましたが、障害者施設の殺傷事件に関する障害者政策委員会での議論を踏まえ、命の大切さの理解促進や、心のバリアフリーの取組の推進を盛り込んだところでございます。

今後、障害者政策委員会において、障害者基本計画の実施状況をフォローアップをいただく際には、こうした命の大切さ等の基本的方向性をしっかりと踏まえて各分野の施策が進められるよう、今後とも忌憚のない御議論をいただきたいと考えておるところでございます。

さらに、障害者政策委員会においては、現在、平成二十八年四月一日施行の障害者差別解消法の三年経過後の見直しの検討を進めていただいているところでございます。

るところでございます。

差別や偏見がなく、誰もが尊厳を尊重される社会を実現するため、各委員の英知を結集し、障害者差別という課題に全力で向き合っていくことが大切と考えているところでございます。どんな重い障害があっても全ての命はひとしく尊いものであり、障害者のある方一人一人が輝きを発しながら生きる姿は、私たち皆に大きな勇気と希望を与えてくれると思っています。

私も、障害者政策担当する副大臣として、全ての国民が障害の有無にかかわらず、お互いに尊重し、理解し合える共生社会の実現を目指して全力で取り組んでいきたいと思っております。

○山本香苗君 命の大切さというか、意味のない命はないんだと、その認識をしつかり持っていたら、そして、この優生思想を排除していく、その役割を障害者政策委員会が持っているんだと、そういう認識をしつかり持っていたら見て直しをしていただきたいと思います。

法律ができたからといって、これで終わりではありません。二度とこうした事態が起きないように全力を尽くしてまいりたいとお誓い申し上げます。質問を終わります。

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。

本日、突然やつてまいりましたようでございしますが、私は本件につきまして、昨年より超党派でPTに参加させていただきまして一生懸命やっております。お誘いいただいたてありがとうございます。

本件に入ります。

本人の同意によらない不妊手術が一万六千五百件、本人の同意があるものの遺伝性疾患等を理由とした手術を含めると、二万五千件の手術が優生思想の名の下で行われたという過去の歴史がございます。

今日に至るまで政府による救済措置はとられず、今回の法改正に至って初めて三百二十万円の一時金が支払われるということになりました。一歩前進ではありますが、今までの問題が

放置されてあったというこの事態、誠に残念なことだと言わざるを得ないと思っております。

何点か厚労省に細かい質問をさせていただきます。重複するものもあるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

一時金の額についてですが、三百二十万円となっておりまして、多くの被害者団体は補償水準が不十分だとしておりますし、ネット等でもこれは話題となっております。

優生手術を受けた人の補償金が支払われている例、諸外国であるということ、スウェーデン、二十年前からの補償をしている例、これを参考にしたいと言っておりますが、どこをどのように参考にしたいのか、なぜスウェーデンなのかをお話しく

ださい。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

御指摘のとおり、強制的な不妊手術を受けた者に対する一時金の支給に関する諸外国の事例としてスウェーデンがございまして、スウェーデンにおきましては、一九九九年五月制定の一部の不妊手術を受けた者に対する補償のための法律によりまして、強制的に本人の意思によらない優生学的不妊手術を受けた者一人につき十七万五千クローナを支給した例がございまして、そういう意味では、諸外国の例としては余り例がございまして、このスウェーデンの例が主たる例だというふうに承知をいたしております。

今回の三百二十万円ですけれども、このスウェーデンの一時金の額を日本の円に換算いたしまして、それを現在価値に換算したものをベースにしながら算定したというふうに承知をいたしております。

○石井苗子君 分かりました。

今後、この金額では被害回復には不十分だということ、訴訟が相次いだ場合、更なる救済措置を講ずることも考えていかなければならないのではないかと考えますが、国会としても、被害者の置かれた状況というのをよく理解して、少しでも改善できるように努めていきたいと思っております。

先ほども意見が出ておりますように、自己満足に終わるというような批判もされてはいけませんので、本当にあらゆるところに努力をしていかなければならないと思いますが、今回の法律案で、旧優生保護法が存在している間に優生手術を受けたことが明らかでない場合を除いて、認定審査会の審査が行われます。

先ほど議員からの質問もございましたが、被害者が高齢化していく中で、認定審査会、これ迅速にと書いてありますが、迅速にというのはいつまでどのような体制、審査体制を取るのか、その迅速にということだけのスケジュールを教えてください。

○政府参考人(濱谷浩樹君) まず、認定審査会でございますけれども、これは、委員につきまして、法案におきまして医療、法律、障害者福祉等の有識者のうちから任命して、また七人以上政令で定める人数以内で組織することとされております。この認定審査会に関する規定、公布から二か月後の施行とされております。したがって、この法案が成立した時点には、その施行を目指して、まず委員の人選等を進めてまいりたいと思っております。

また、迅速な認定ということでございますけれども、まずは一時金の支給の認定につきまして、今回の法案におきましては、対象者に該当することが明らかでない場合には厚生労働大臣が審査を経ることなく速やかに一時金の支給認定を行うということでございます。

また、認定審査会に審査を求め、その審査結果に基づき厚生労働大臣が認定を行うわけでございますけれども、具体的なその審査の在り方、スケジュール等については法案成立後に検討してまいりたいというふうに考えております。

また、迅速な支給という観点から申し上げますと、認定された場合ですけれども、認定後の翌月には支給するということを想定をいたしております。

○石井苗子君 私の理解ですと、法律にその認定審査会の構成など具体的に定められておりますので、それに沿って政令などで定めていくということ

とで適正化を図ると、これで理解正しいでしょう。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 御指摘のとおり、政令で定めるということでございます。

○石井苗子君 是非、迅速にやっていたいただきたいと思ひます。

ちよつと憲法絡みのことを質問させていただきます。

質問という確認なんですけれども、旧優生保護法は、審査を要件とする優生手術が本人の同意なく優生保護審査会の決定で行われておりました。優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを目的に優生手術を行うという旧優生保護法の規定ですが、この規定は憲法の規定と言えますでしょうか、厚生労働省にお伺ひいたします。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。旧優生保護法につきましては、昭和二十三年に全会一致で議員立法により成立したものと承知をいたしております。

現在、旧優生保護法につきましては国家賠償請求訴訟が提起されております。係争中でございますので、政府として見解を申し上げることは差し控えたいと思ひます。

○石井苗子君 了解いたしました。

それでは、先ほどから出ている法律案の二十一条についてお伺ひします。

旧優生法のような不妊手術、放射線照射などが行われる事態、これは二度と繰り返しては行けないということを先ほどから何回も御発言が出ておりますし、そう書かれてもありません。現在、特定の疾患あるいは疾病、障害を理由として手術など身体への何らかの侵襲を伴う措置をとる制度、これはほかに存在していませんか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。委員御指摘のような法制度につきましては、確認できた範囲ということでございますけれども、現在存在しないものと承知をいたしてしております。

○石井苗子君 ここに関してもしっかりと調査をしていただきたいと思っております。恐らく

ないとは思ひますけれども、あつた場合大変ですので、これはしっかりと確認をしておいていただきたいと思ひます。

続いて、やはり二十一条ですけれども、共生社会を実現する観点からという前置きがありまして、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査、これを行うこととされております。法が施行された後だと思ひますけれども、国会が主体となつて調査を行うこととなりますが、厚生労働省としては国会に対してどのような協力をしていただけますでしょうか。

○国務大臣(根本匠君) 法律二十一条で、国は、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査を実施することとされている、これは承知しております。

それで、今委員がお話にあつたように、これは国会が主体となつて実施されるものと承知をしておりますが、旧優生保護法は旧厚生省が所管し執行していたことから、厚生労働省としてもできる限りの協力をしていきたいと思ひます。

○石井苗子君 できる限りの協力とはどんな協力でしょうか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) これは国会における調査の在り方に関わるものだと思います。国会からの御要請に基づきまして、要請内容に応じまして検討してまいりたいと思ひます。

○石井苗子君 国会からの要請に伴つてというお答えということ、次の質問に行きたいんですが、やはり二十一条で、旧優生保護法に基づく優生手術に関する調査その他の措置を講ずるとされておりますが、先ほどからその措置というのがどのようなものなのか余りはつきりとお答えがいたしておりませんが、国会の少し詳しくどのような措置があるのか教えていただけないでしょうか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 今回の法案第二十一条におきましては、国は、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとする旨規定されていると承知をいたしてしております。

委員御指摘のその他の措置でございますけれども、今委員から御指摘がございましたけれども、例えばでございますけれども、法案に基づき、国会を主体として実施される優生手術等に関する調査の報告書がまとめられた場合にはその内容を周知するなど、共生社会の実現に向けた周知、広報の取組などが考えられると思ひます。

○石井苗子君 余りスケジュール感とかその措置というのが具体的に決まっていらないのですか。この二か月後に調査委員会ということ、これ非常に遅いと思ひます。先ほどから、高齢の方がいらっしゃるということ、この周知徹底ということとを間違えると、これはせっかくいいことをしているにもかかわらず、反対の意見が先ほどから出ておりますけれども、本当に反省しているのか、本当に二度と起こらないようにしようとしているのかという態度が示されていないと、スウェーデンの例に従ひましてこれこれのお金を払うことになりましたというような、ただそれでいいのかという批判を浴びてしまふんです。

十二条の一項で書かれてありますように、被害者の方々への十分かつ速やかな周知というふうに書いてあります。このように定められて十二条の一項に書かれてありますが、まあどこでもそうなんですけど、いつものように、ホームページに書いてありますというふうなやり方では、あるいは市役所にパンフレットが置いてありますというふうなことでは、御高齢化されている被害を受けられた方々に知らせることはできませんし、それで容易にできるというふうな考えではないかと思ひます。パターンだということになってしまふんです。

一時金が支払われることとか請求をする方法などというのを、先ほど手話とか筆話とかいろいろおつちやうていましたけれども、それでももう少し足りないと思ひますが、周知徹底、どのように具体的にやるのか、これから考えていきますというお答えが先ほどありましたけど、それではちよつと物足りないんですけれども、先ほどの御質問に、福島みずほ先生でしたけれども、これ

から考えていきます、第二十二条において。これから考えていくんですか、これからどんなことを考えていかれるのか、お話しください。残りの時間をお願いいたします。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。まず、対象者の方、御高齢であることもございますので、速やかかつ十分な周知が必要だということに思ひます。

御指摘のとおり、法案第十二条におきまして、国及び地方公共団体は、支給対象となる方に対し一時金支給の手続等につきまして十分かつ速やかに周知することとされております。その際には、優生手術を受けられた方の多くが障害者であることを踏まえまして、障害者支援団体等の関係者の協力も得ながら、障害者の特性に十分配慮して行うこととされております。

厚生省といたしましては、法案が成立した際には、地方公共団体とも連携いたしまして、障害者関係団体等の関係者の協力も得ながら、制度について積極的な周知、広報を行つてまいりたいと思ひます。

これは、先ほど申し上げましたように、都道府県等の窓口で手話通訳の配置等の十分な配慮を行つていただくこともございますし、行政だけではなくて、関係団体の方々にも御協力いただいで、丁寧な、きめ細やかな周知を行つていく、こういう趣旨でございます。

○石井苗子君 私、メディアの世界にいたんですけれども、これ周知徹底ということは、先ほどのその都道府県に事務的なことをやっているということだけではなく、是非、今はネット社会にもなつてきましたので、その態度を示すということ、メディアに対してですね、はつきりとわびたとか、その三百二十万というのはそれから後に付いてくる附則的なものなんですよ。だから、これにまつてどう思うかというふうな、メディアを駆使して、本当に後から取り返しが付かないようにならないように周知徹底をしていただきたいと思ひます。

時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

ございました。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子でございます。

本委員会での質疑の後に、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給に関する法案、委員長提案として議決される見込み、運びとなっております。度重なる議論の後に、現時点で最大限全会派が一致できる内容となつていくことから、これを第一歩として我々も賛成したいと思っております。

しかし、これ衆議院での議論でも、与野党問わず、多くの委員から、満点ではない、いろいろな御意見もあると、こういう認識が表明され、当事者及び関係団体からも、三月十四日の法案の公表以来、多くの意見や声明が発表されております。

【委員長退席、理事島村大君着席】

その中で、資料として、今日は二つの意見と声明を資料としてお配りをさせていただいております。その一つが、優生手術に対する謝罪を求める会の四月九日の意見でございます。そして二つ目は、四月十日、全国優生保護法被害弁護団の声明を付けております。

この弁護団の声明の中で、今回の法案について、国会が、提訴という形で示された多くの強制不妊手術被害者への被害回復を求める声を受け止め、一九九六年に旧優生保護法が母体保護法に改正されてからもなお二十三年間も放置されてきた被害によりやむを得ないものと評価できるとしていただいているわけですから、さらに、残された課題を指摘した上で、今後の審議又は国会決議等で、強制不妊手術被害者の声を十分に聞く機会を設け、不十分な点を更に見直すこと、これ求められているということなんです。

さらに、当委員会の質疑に当たりまして、当事者や関係者の参考人による意見陳述について、私、求めましたが、合意が得られなかったというのは極めて残念であります。

四月十日、衆議院厚生労働委員会の採決の後開かれた当事者による記者会見で、被害者・家族の会の共同代表である北三郎さんはこんなふう

おっしゃっているんですね。私たちに向き合ってください、向き合わずに勝手に決めないでください、私たちの納得できる法律を作ってください、体の傷は消えなくても、心の傷は幾らかでも癒えるかもしれません、こう述べられております。

私は、引き続き、当委員会として参考人の声を聞く機会を持つよう重ねて求めたいと思います。お諮りください。

○理事(島村大君) 後刻理事会で協議させていただきます。

○倉林明子君 そこで、当事者や関係団体の意見の第一というのは、国の謝罪が明記されていないというところであります。資料の一、優生手術に対する謝罪を求める会の意見にありますとおり、責任を明らかにして国に謝つてほしい、国による反省と内容の明確化、被害者への謝罪が人権回復の第一歩だということのようです。

我々立法府には、優生思想に基づき憲法違反の旧優生保護法を立法した責任、そして、その後も被害の回復に向き合えなかった立法不作为があるわけです。本法案では不十分だという当事者の声を私は真摯に受け止めなければならないというふうに思っております。

そこで、大臣に聞きたいと思っております。法の前文は、謝罪の主体として我々と規定しております。そして、我々とはということ、衆議院厚生労働委員会の委員長は、国会と政府を特に念頭に置くものという説明をされております。

政府として、じゃ、いつ明確な謝罪を行うのか、ずばりお答えください。

○国務大臣(根本匠君) 今委員からお話がありましたように、この法律の趣旨説明の中で、衆議院の趣旨説明の中で、委員長から、「我々は、それぞれの立場において」とあるのは、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府を特に念頭に置くものであると発言がありました。今委員の御紹介のとおりであります。

【理事島村大君退席、委員長着席】
旧優生保護法は旧厚生省が執行していたものであって、厚生労働大臣として委員長の御発言は真

摯に受け止めたかと思っております。

○倉林明子君 それが今の謝罪に当たる言葉だということでしょうか。

私は、求められているのは明確な国の謝罪だということ深く自覚すべきだと言っているんですよ。つまり、いつ明確な謝罪をされるのかということに対する答弁はいただけないと思うんですけども、これ、いつするおつもりか、どうですか。

○国務大臣(根本匠君) 国会における成立前の法案について、今委員からお話がありました、政府としてコメントすることは差し控えたいと思っております。成立前の法案ですから。

いずれにしても、私、繰り返しになりますが、真摯に受け止めたかと思っております。

○倉林明子君 いや、当事者が納得していないんですよ。謝罪されたというふうには受け止められていないんです。だからこそ、いつきちんと明確な謝罪をするのかという質疑をさせていただいたんです。私は、きちんとした謝罪が求められているということを深く自覚してほしいと強く求めておきたいと思っております。

次に、一時金です。
資料一、謝罪を求める会でも触れられております。現状の金額では優生手術等の人権侵害を小さなことだと評価していることになる、この指摘は私は極めて重いと思っております。

そこで、国による人権侵害を認めたハンセン氏病における補償金の根拠、そして支払最高額はどうか、説明ください。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。ハンセン病療養所入所者等を対象としたししした補償金の根拠でございますが、平成十三年六月に成立いたしましたハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律でございます。この法律に基づく補償金の額につきましては、平成十三年の熊本地方裁判所判決で示された額を踏まえましてハンセン病療養所に初めて入所した時期及び退所期間に応じて設定されてございまして、その最高額は千四百万円でございます。

○倉林明子君 各地の提訴の状況等も紹介ありましたけれども、原告が求める賠償金の額ということとでいいますと、一千万円以上、最高三千万円ということですね。

交通事故による生殖機能を失った場合の慰謝料でも、最高一千万円という数字も出てきております。私は、法案の一時金ということではいいですと、残念ながら桁違いに低いと、決して被害の重大性に向き合った補償額とは言えないと思うんですね。

そこで、確認したいと思っております。原告団は、資料二にあるとおり、被害回復の裁判を継続するというふうになされております。今回の一時金の給付を受けた者が損害賠償請求する権利、これは阻害されないものと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。今回の法案に基づく一時金を受給した場合であります。訴訟を提起すること自体が特段制限されるものではないと考えております。

○倉林明子君 法が成立しても被害回復に至らないという率直な被害者の声というのを私たちはしっかりと受け止めなければならないと思っております。さらに、一時金の対象者につきましても、弁護団から、遺族や配偶者が含まれておらず、被害者への通知を定めていないことから、多くの被害者の被害回復が図られるのか疑問があるというふうな指摘があります。当事者からも、対象の範囲の更なる拡大ということが要請されております。

法に基づき厚労大臣が速やかに認定するとして一時金支給の対象者というの、現時点でどの程度見込まれているのか、お答えください。
○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。本法案におきましては、一時金の支給認定につきましては、対象者に該当することが明らかかな場合には厚生労働大臣が速やかに支給認定を行うとされております。

法施行後に請求される方のうち、どの程度の方が認定審査会の審査を経ずに認定される見込みかをお答えすることはなかなか難しいわけでございますけれども、与党ウィーキングチームと超党派の

議員連盟の間でおまとめいただきました審査会の判断等に係る基本的な考え方におきましては、認定審査会の審査を求めることなく認定を行う場合の例が示されております。

この具体例でございませうけれども、一つは旧優生保護法施行規則に基づく優生手術実施報告票など、手術を受けたことを直接証する資料がある場合、もう一つは、手術を受けたことを直接証する資料はないけれども、当時、手術実施について、審査の結果、適とされたことが分かる資料があり、かつ、当該請求者が手術を受けたことが分かる資料がある場合、この二つが例示されております。

このうち、手術を受けたことを直接証する資料がある場合につきましては、例えば厚生労働省が実施いたしました都道府県等における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査結果におきましては、個人が特定できる実人数五千四百人のうち、手術実施が確認できる人数は三千七十九人となっております。これらの方々から請求があつた場合には、認定審査会の審査を経ずに速やかな認定が可能であるというふうに考えております。

○倉林明子君 今の数字お聞きしたとおりで、やつぱり二万五千とも言われている中で、直ちに申請 特定されていて可能だというのが三千七十九人、これが最大数ということに現時点ではなるうかと思うんです。そういう意味でいいますと、極めて低い数字じゃないかというふうにも思うんです。

今回の厚労省の調査というのは、あくまで回答は任意ということで寄せられたものから推計されるということになっていくわけなんです。この任意でやつたことによりまして、実態、じゃ、どのぐらいつかめているのかというところ、回答そのものもやつぱり半数だったし、個人記録ということになりますと、出てきたものの〇・三％程度だということになっていくんですね。

私は、改めて徹底した洗い出し、もちろん保存年限過ぎているという限界がある数字ではあるけれども、徹底したやつぱり当事者、該当者の洗い

出しということについて求められているということとを改めて指摘をしておきたいと思ひます。

そこで質問です。五月二十八日に仙台地裁で初の判決が出る見通しとなっております。当事者として原告団、いずれも判決見極めの対応を求めておられました。この判決後についてという意見、声明でも述べられていることに対して、大臣の受け止めというのを聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(根本匠君) 今回の法案については、旧優生保護法が全会一致で成立した議員立法であることや、当事者が御高齢であること等に鑑み、立法府の責任においてできるだけ早期に結論を得るべく、与党ワーキングチームや超党派の議員連盟で議論が行われてきたものと承知をしております。

そういうことでありますので、この法案の内容や提出の時期などについて厚生労働省としてはコメントする立場にはないものと思ひております。

○倉林明子君 当事者は納得していないということだと思ひます。私たち国会、そして政府は、障害者権利条約 私たち抜きに私たちのことを決めないでと、この原点に立ち返って被害当事者に向き合わなければならないと思ひます。

日本障害者協議会は、今回の問題の対処について、乗り越え方を誤れば、障害関連政策や人権に関する基準値が沈下したり変質したりすると、こういう警鐘を鳴らしておられます。被害者が納得できる人権回復となるのか、そして、再三指摘もありませんでした根深く残る優生思想と本当に決別することができているのか、判決後の見直しも含めて、私、これからの取組が本当に問われているんだというふうに自覚しております。

ここまで国会を動かしていた被害者の勇氣に感謝するとともに、その願いが真に反映される法律となるよう法改正につなげていく、そういう決意も述べまして、質問を終わります。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

私も立法府に身を置く者として、反省を込めま

して今日は質問をさせていただきたいと思ひます。

私の質問の内容は、二度と傷ついていたくない、そのためにしっかりと運用していただきたいと思いますかということでございます。

先ほどから何回も御答弁いただいておりますように、この周知徹底というものにつきまして、当事者団体の皆様の抜きには語ることができません。それに、多大な負担をお掛けしてしまふことになつてしまふわけです。既に調査研究をしてくださつていらっしゃる全日本ろうあ連盟などもござい

ますけれども、これからますますその御協力をいただかなければならない。しかし、それに対して国としてどのような手当てをしていただけるのか、そこを私は明確にする必要があるかと思ひますけれども、局長、いかがでいらつしやいますか。お願い申し上げます。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 答えいたします。再三答弁を申し上げておりますけれども、今回の法案の第十二条におきましては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方の多くが障害者であることを踏まえまして、制度の周知、広報、相談支援に当たりましては、障害者支援団体等の関係者の協力を得て実施することとされております。

厚生労働省といたしましては、法律の円滑な施行に当たりましては、周知、広報、相談支援におきまして障害者支援団体等の関係者の協力を得ることが重要であるというふうに考えております。法案成立後、協力をお願いする予定でございます。

なお、法案におきまして一時金支給の請求受付や相談支援を行う主体は都道府県でありますこと等から、団体等による相談窓口の設置等につきま

して、費用の補助を行うことまでは想定しておりませんけれども、厚労省といたしまして、可能な限り御協力をいただけますよう理解を求めてまいりたいと思ひております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

やはり障害特性というものを考えた上でも、当事者団体の皆様方が一番それを理解してくださつ

ております。ですから、いきなり都道府県のその窓口に行つて多くの傷を更に受けていただくよりも、まずワンクッション、しっかりとそこで整理がなされることも私は必要かと思ひております。

そこに対して十分な手当てがなされなければ、結局、今までこれだけ努力して、ここにしっかりと法案作成まで持ってきてくださった団体の皆様方に更に御負担をお掛けしてしまふことになりま

す。そこは十分に議論を重ねていただきたいと思ひておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、その手術を受けた方の年齢というものが大体どのくらいを今想定していらつしやいますか。お願い申し上げます。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 答えいたします。御質問の優生手術等を受けた方の現在の年齢につきまして、正確には厚生労働省におきまして把握しておりませんが、手術の実施から相当程度の年齢が経過しておりますので、御高齢になられた方が多いと考えております。

例えばでございますけれども、統計上、旧優生保護法に基づく優生手術件数が最も多かったのは昭和三十年でございます。そのうち、手術を受けた年齢階級別では三十代前半が最も多かったというところでございまして、この方々につきま

しては現在九十代後半ということになります。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

そうなんです。ですから、しっかりとそういう方々を想定して、これは単なるシステムに終わらないようにお願いをしたいと思ひます。私たちは、今こういう話をしているのではなく、しっかりとどこにどういう心我々が乗せていかなければならないのかというのを先ほどから何回も多くの議員が議論させていただいていくんです。

ですから、どこにどのように請求するのか、どのような書類を当事者の皆様方が準備をしなければならぬと今はまだ想定していらつしやるかを教えていただきたいと思いますか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 答えいたします。まず、窓口でございますけれども、法案の第五

条におきまして、請求は厚生労働大臣に対して行うとされておりますけれども、その際、都道府県知事を経由して請求することができるとされております。したがって、請求者の利便を考えると、まずは現在お住まいの都道府県に請求書を提出していただくことになって考えております。

その上で、請求書でございまして、法案におきましては、住所、氏名、経緯のほか、当時、優生手術等を受けた病院、それから医療機関名、優生手術等を受けた時期などを記憶している範囲で記載していただくこととされております。そのほか、請求書への記載事項の詳細や添付書類につきましては厚生労働省令で定めることになりまされども、例えば、添付書類につきましては、住民票の写し、それから優生手術を受けた旨を確認するための医師の診断書等が考えられます。

なお、請求者の負担軽減の観点から、都道府県あるいは医療機関等の関係機関が保有いたします優生手術等の実施に関する当時の記録につきましては、請求書の提出後に都道府県におきまして調査を行い、該当する記録があれば都道府県が請求書と併せて厚生労働大臣に報告することとされております。つまり、請求者には御負担を掛けないということでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

十分負担が掛かっているかと私は思うんです。じゃ、それだけ御高齢の方がそこに行かなければならないということを想定しただけでも、随分これは御負担ですよ。実際に体がなかなか動かない方もいらっしゃる。先ほど、山本先生おっしゃったように、アウトリーチなども考えまして、しっかりと御負担にならないような制度にまづはしていただかなければなりません。これからどんどん多くの皆様方が声を上げやすいようにもしていただかなきゃいけないんです。

一つ例を挙げますと、障害年金もそうなんです。この書類がない、あの書類がないと何度か何度窓口に足を運び、当事者じゃないといけない、そういうことがあつてはならないんです。私

どもは反省の下にこれを作成しているということかどうか共有していただけないでしょうか。お願いを申し上げます。

そこで、その窓口に立たれる方の態度、そして医療機関の皆様方のもちろん一つの言動によっても多くのそこで心を傷つけてしまわれる方々がいらっしゃることは、これは絶対にあるべきではないことだと思っております。マニュアル作成はもちろんのこと、周知徹底するために研修なども私は行っていた。そして、こういう制度をつくりましては、この根底には何が流れているんだ、こういう思いを持って実は立法していただいたということを是非私は代弁していただきたいと思っておりますけれども、局長、いかがですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 答えたいと思います。

まず、大前提として、先ほど来御指摘いただいておりますけれども、今回の法案の趣旨につきまして十分御理解いただくよう周知していくということが大前提だと思えます。

その上でございまして、一時金の請求者にとりましては、請求に当たって当時のことを思い出す必要があることなども心理的な負担になるのではないかと今ふうに思います。

この点、厚生労働省といたしましては、都道府県に對しまして、請求者の心情にも配慮いたしまして相談支援や請求受付を行うように求めることといたしております。三月十八日に都道府県に對しまして事務説明会、開催いたしましたけれども、その際にもそういった御説明を申し上げました。また、法律施行時に発出する予定の都道府県宛ての通知にもその点も盛り込みたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

是非、その考えました思いというものをしっかりと多くの自治体の皆様方、医療機関の皆様方と共有させていただくような形でこれから周知徹底をお願いしたいと思っております。

そこで、先ほども申しました文書主義に走らないということ、これ私、重要かと思うんです。も

う数十年前の記録が医療機関に残っていないかったり、都道府県がそれを保存していなかったりというところもあり得るわけです。ですから、真摯にそこを聞き取り調査を行いながら私は調査を行っていた。だから、大臣として、大臣としてどのような御意見をもちたいと思っております。どうか、お願い申し上げます。

○国務大臣(根本匠君) まず、法案においては、一時金の対象者となる方の認定、この認定に当たっては、対象者に該当することが明らかなる場合には厚生労働大臣が速やかに一時金の支給認定を行う、それ以外の場合には、厚生労働省に置かれて認定審査会に審査を求め、その審査結果に基づき厚生労働大臣が認定を行うと、法案ではそういう仕組みになっております。

そして、今般、与党ワーキングチームと超党派の議員連盟の間でおまとめいただいた審査会の判断に係る基本的な考え方、この基本的な考え方においては、認定審査会は、当時の優生手術等の実施に関する記録は残っていない場合も多いことを前提に、請求者等の陳述内容を十分に酌み取り、収集した資料等も含めて総合的に勘案した上で、柔軟かつ公正な判断を行うこと、そして、明らかに不合理でなく、一応確からしいことを判断の基準とすること、この基本的な考え方とまとめられております。

厚生労働省としては、立法過程でこういう基本的な考え方もおまとめいただいておりますので、この基本的な考え方の方に示されているとおり、記録等の資料が十分に残っていない場合でも認定審査会において請求者等の陳述内容を十分に酌み取って判断されるよう、しっかりと基本的な考え方の方の内容を踏まえて対応していきたいと考えています。

○薬師寺みちよ君 是非よろしくお願い申し上げます。

それから、先ほどから御答弁いただいておりますように、やはり、御本人自身は知っていても周囲にそれを知らせない方、あえてそこを開きたくない方、様々な方がいらっしゃる。だからこ

そ、私は、その個人情報というものをしっかりと保護して絶対に外には漏れないようにしなければならぬし、あえてそこを開かないでという方については開くことのないようなことも考えていかなければならないと思っております。

情報を徹底的に管理、これをお約束いただけますか。局長、お願い申し上げます。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 御指摘のとおり、請求に当たりましては請求者の方へのプライバシーの配慮、大変重要であると考えております。

厚労省といたしましては、実際に請求を受け付ける窓口となります都道府県等に對しまして、プライバシーに配慮した受付体制の整備等について対応を求めることを考えております。

法案が成立し施行された際には、個人情報の取扱いを含め、法律の適正な執行にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

それから、やはり障害特性に応じた様々なツールを作っていく必要はないかと私も考えておりますけれども、そういうものを作成し、そして相談窓口というのは様々な、言わばその障害特性に合わせたような対応もお願いしたいと思いたす、局長、お願いできますか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 答えたいと思います。

法案の概要を記載いたしましたリーフレットについて、まず、法律が公布日施行とされておりますことから、まずは簡易なものを作成いたします。

ただ、法案の成立、施行後に改めて作成する際には、関係団体とも相談いたしまして、より分かりやすいものを作成したいと考えております。

また、厚労省といたしましては、相談支援に当たりまして、先ほども申し上げましたけれども、都道府県に對しまして、筆談の準備あるいは手話通訳士の配置等、障害のある方でも請求が円滑に行えるような配慮を求めたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 是非お願いしたいと思いたす。そこで、一点注意していただきたいことは、特

に手話通訳でございます。実は、すぐ友達のような関係性で今まで手話通訳の方と接してきた方々の方、そういう方が、自分が開示してない情報を、その方が手話通訳として来ていただくことによって開示できなくなってしまうんです。物すごくセンシティブなこれは情報なんです。

だから、ただ手話通訳士を置けばいいだろうとか、筆談ができるからいいだろう、そんな問題ではないんです。そこまですごくセンシティブな情報というものを今回我々として御提供いただくかなければならないという、この精神をどうか地方自治体とも共有していただけますか。そこはお願いをしたいというふうに再度要請させていただきたいと思っております。

最後に、やはりこのことをきつかけとして、私もは社会の中に多くのこの課題というものを発信していかなければならないと思っております。ここで私は踏みとどまってしまつては、私ども、全くこの法案、作成をし、そしてこれが一歩目だというふうに考えている意義がございません。

大臣といたしまして、やっぱり差別、そして優生思想、その人権侵害等々につきまして、どのような方法で、どのように今後発信していけるおつもりなのか、教えていただけますでしょうか。お願い申し上げます。

○国務大臣(根本匠君) 議員御指摘のとおり、差別や偏見のない社会づくり、これは重要であります。そしてこの法律の前文においても、全ての国民が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて努力を尽くす決意、これが述べられていると承知をしております。

やはり、我々、この共生社会の実現、これを、しっかりとこの法律の趣旨も十分に周知を図っていくとともに、やはりこの理念に沿つて、あらゆる施策の中でこの理念が生かされるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○薬師寺みちよ君 時間になりましたので終わりますけれども、まずこれが一歩目だということは多分共通認識だと思いますので、よろしくお願

申し上げます。

○委員長(石田昌宏君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(石田昌宏君) 次に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院厚生労働委員長富岡勉君から趣旨説明を聴取いたします。富岡勉君。

○衆議院議員(富岡勉君) ただいま議題となりました旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に必要事項等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、本法律案には特に前文を設け、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことについて、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨を明記しております。ここで、「我々は、それぞれの立場において」とあるのは、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府を特に念頭に置くものであります。

さらに、前文では、今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう努力を尽くす決意を新たにし、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚して本法律を制定する旨を規定しております。

第二に、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給することとしております。ここで、一時金の支給対象者である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、旧優生保護法が存在した間に旧優生保護法の規定により行われた優生手術を受けた者、及

び、当該期間に旧優生保護法に基づかずに行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であつて、この法律の施行時に生存しているものとしております。ただし、母体の保護や疾病の治療を目的とするものなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術等により生殖が不能となった者は、対象から除くこととしております。

第三に、一時金の額は、三百二十万円としております。

第四に、厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき一時金の支給を受ける権利の認定を行うこととともに、この請求は都道府県知事を経由して行うことができることとし、請求の期限は施行日から五年とすることとしております。

第五に、都道府県知事及び厚生労働大臣は、一時金の支給を受ける権利の認定に必要な調査を行うこととしております。

第六に、厚生労働大臣は、一時金の支給の請求を受けたときは、請求者が旧優生保護法に基づく優生手術を受けたことを証する書面等がある場合を除き、厚生労働省に設置する旧優生保護法一時金認定審査会に審査を求め、その審査の結果に基づき、一時金の支給を受ける権利の認定を行うこととしております。なお、審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事実の実情に即した適切な判断を行うこととしております。

第七に、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずることとともに、国及び都道府県は、相談支援その他一時金の支給の請求に関し利便を図るための措置を講ずることとしております。なお、これらの措置を講ずるに当たつては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害者の特性に十分に配慮す

るものとしております。

第八に、国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずることとしております。

第九に、国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めることとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が、本案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(石田昌宏君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石田昌宏君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(石田昌宏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

〔参照〕

(倉林明子委員資料)

与党旧優生保護法に関するワーキングチーム御中
優生保護法下の強制不妊手術について考える議員連盟 御中
「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」
に対する意見

2019年4月9日
優生手術に対する罰罪を求める会
sopr679@gmail.com

私たち「優生手術に対する罰罪を求める会」は、1997年から優生手術の実態解明と被害者への謝罪と補償を求めてきました。国会議員の皆さまが党の超党派を超えて被害者のための法律作りを努力なさり、去る3月14日に法律案を発表されたことは、私たちの要望が形になったことと受け止め、歓迎いたしました。

一方、いくつかの点については検討を求めたく、意見書を作成していたところでした。また、宮城県で20年以上被害を訴えてきた飯塚洋子さん（仮名）、全同初の同席訴訟を提起した佐藤由美さん（仮名）の裁判では、5月28日に判決が言い渡されますので、それを見極めての法律案再検討を願っております。しかし、4月10日に国会に提案されるかもしれない知り、次の点について充分な審議がなされるよう、この意見を提出いたします。

【前文について】

「国がその問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し」との文言は、評価しております。しかしながら、被害者の方々が、一様に口にされるのは、「責任を明らかにして、国に謝ってほしい」ということです。国による反省と内容の明確化、被害者への謝罪の表明が、人権回復の第一歩です。

3月14日の法律案発表時には、「我々には、国会、政府、地方公共団体が含まれる」という説明が与党ワーキングチーム、議員連盟議長の国会議員の方からありました。そうであるならば、「我々は～お呼びする」ではなく、「子どもをつまみ食いしないかを自ら決める権利を奪い、基本的人権を侵害したことに對して、国は、真摯に反省し、心から深くおわびする」としてください。

【一時金の金額について】

「求める会」は昨年、与党ワーキングチーム、議員連盟のヒアリングを受けました。その折りに、国会議員の方々が、被害者の人権回復に向けて努力される強い熱意を感じました。その皆さまは、一時金の額320万円に納得しておられるのでしょうか。

被害者は心と身体に大きな苦痛をうけるとともに、人権としての「性と生殖に関する健康／権利」を奪われ、子どもをつまみ食いしないかを自分で決めることができなくなりました。現状の法案の金額では、優生手術等の人権侵害を小さなことだと軽視していることになってしまいます。

この法律が、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指すならば、法案作成にかかわりを持った多くの関係者が誇りをもてるよう、いま一度、検討してください。

【一時金の対象について】

法律案が、同意があった場合も含め優生手術被害者約25000人を一時金の対象としたこと、法の規定を逸脱した放射線照射や子宮摘出などの被害も対象としたことは評価しております。

しかし優生保護法が障害者差別だったという周知や啓発が行われなかったために、1996年の母体保護改定後も、障害を理由とした不妊手術や中絶、放射線照射や子宮摘出が行われたおそれがあります。期間の限を外してください。また、優生保護法第14条1項1,2,3号に基づく優生上の理由による人工妊娠中絶も、罰罪、補償としての一時的な対象としてください。

-1-

出典：優生保護法被害弁護団ホームページより抜粋
2019年4月23日 参議院厚生労働委員会提出資料① 日本共産党 倉林明子

【法律案第22条の罰罪及びその報告書、周知について】
法律案第22条が、「調査その他の措置を講ずる」としたことを歓迎いたします。形ばかりの調査にならないよう強く求めます。

昨年、厚生省は、与党ワーキングチームや議員連盟からの要望に基づいて、都道府県、市町村、特別区、厚労省内部部局や関連施設、各医療機関や福祉施設が保有する優生手術についての資料や記録について調査しました。しかし、その調査は全く不十分と言わざるを得ないものでした。例えば、医療機関や福祉施設については、「回答は任意。調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の流し出し等の組織的な確認を求めるものではなく、調査時点において把握している範囲内の情報について」回答を求めるというものでした。その結果、回答した医療機関や福祉施設は全体の約半数、個人記録があると回答したのは0.3%だけでした。各都道府県の公文書館や倉庫、医療機関や福祉施設等には、多くの優生保護法に関する資料や個人記録が、探索も調査もされることが多く残っています。実態解明に向けた調査は、端緒にすぎたばかりです。

そこで、次のことを調査の項目とすることを提案します。

- (1) 優生保護法の成立や改定の経緯
①法成立の経緯 ②改定に関する論議
- (2) 優生保護法に関する国から自治体への働きかけの実態
①国からの通知および事務連絡のすべて

- ②地方自治体からの縦横連絡および回答のすべて
- (3) 中央優生保護審査会（公衆衛生審議会優生保護部会）の運営

- (4) 優生保護法のもとでの被害の全容や各自治体における運用実態
――前述の厚生省によって行われた調査を、再度、より徹底して行う必要がある。また、教育分野に範囲を広げ

て、同様の調査を行う必要がある。特に、被害を訴えている方々がいたことのある施設や病院などについては、同様の手術が他の利用者にもなされていた可能性が高いので、重点的な調査が求められる。

①都道府県、市町村、特別区における行政機関（本庁、公文書館、保健所、母子保健課連携ネットワーク、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童相談所など）に存在する優生保護法に関連する資料、障害を理由とした優生手術や中絶に関する資料や個人の記録の調査

- ②医療機関、福祉施設（障害者支援施設、障害者入所施設、児童養育施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、保護施設など）、教育機関（通常学校、特別支援学校、養護学校、教育委員会、学校保健機構）に存在する優生保護法に関連する資料、障害を理由とした優生手術や中絶に関する資料や個人の記録（カルテ、医務日誌、ケース記録など）の調査

- ③医療機関、福祉施設、教育機関については、当時、勤務していた職員や関係者に聞き取り調査を行う
- (5) 日本健康学会（旧日本産科衛生学会）、日本精神神経学会、日本精神衛生会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会（旧日本女性保健医療協会）など、優生学や精神医療、産婦人科医療に関する学会における優生保護法についての関与

- (6) 教育の中での優生保護法についての関与
教科書、社会教育のなかでの障害を理由とした不妊手術や中絶の扱い
- (7) 障害者団体、障害者の親の団体、女性団体の優生保護法に関する取り組みや経緯

そして、上記の調査結果を報告書として公表すること、さらに報告書の知見を踏まえ、法律案第22条に定める「周知や理解」の内容に反映させることを強く要望します。

以上

-2-

出典：優生保護法被害弁護団ホームページより抜粋
2019年4月23日 参議院厚生労働委員会提出資料① 日本共産党 倉林明子

弁護団声明

本日、衆議院厚生労働委員会において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」が審理され、全会一致で採択された。4月中旬にも法律が成立するとも言われている。

昨年1月30日、15歳の時に優生手術を強制されたとして、宮城県在住の60代女性が、全国で初めて、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を仙台地裁に提起した。その後、提訴が相次ぎ、現在全国7地裁に20名の原告が提訴している。

放置されてきた優生手術被害の深刻さ、その被害回復の必要性からメディアによる精力的な報道も行われた。

この提訴等の動きを受け、国会内では、与党のWT、超党派の機連で、強制不妊手術被害者の救済が検討され、今回の法律案が作成された。

国会が、提訴という形で示された、多くの強制不妊手術被害者への被害回復を求める声を受け止め、1996年に旧優生保護法が母体保護法に改正されてからなお23年間も放置されてきた被害に、ようやく向き合ったものと評価できる。

しかし、法律案の中で「国の謝罪」が明記されておらず、スウェーデンを参考にしたとされる「一時金」額が、訴訟での請求額と比べて相当に低額である。また、対象者に「配偶者」や「遺族」が含まれておらず、被害者への通知を定めていないことから、多くの被害者の被害回復がはかれるか疑問がある。さらに、検証について「調査」を行うとするものの、国から独立した十分な検証が行われない可能性があることなどの課題も残されている。

したがって、我々は、今後の審議または国会決議等で、強制不妊手術被害者の声を十分に聴く機会をもうけ、不十分な点をさらに見直すことを求める。

なお、国会が、被害者が高齢であることから、一刻も早く「一時金」の支給をすべきとして、同法律の成立を急いでいることも理解できるが、当弁護団は、本年5月28日の仙台地裁の判決後に、判決内容に基づき法律の成立を求めた。判決内容と法律に乖離があれば、他地裁に訴訟係属中の被害者はもちろん、現在各地で相談を継続している多数の被害者も新たに訴訟提起し、裁判所による被害回復を求めざるを得ない。

よって、仙台地裁の判決内容によつては、真の被害回復に向け、法律の見直しを求めることをあらかじめ指摘しておく。

最後に、当弁護団は、優生手術被害者の被害回復に向け、さらに全力を傾けることをここに表明する。

2019年4月10日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦

出典:優生保護法被害弁護団ホームページより抜粋

2019年4月23日 参議院厚生労働委員会提出資料② 日本共産党 倉林明子

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、患者負担を増やさないことに関する請願(第四九二号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願(第四九三号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(第四九四号)(第四九五号)(第四九六号)(第四九七号)(第四九八号)

一、福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)(第五一三号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願(第五二四号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(第五二五号)

一、患者負担を増やさないことに関する請願(第五三三号)

一、保育の質の確保等に関する請願(第五三七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五三八号)(第五三九号)(第五四〇号)(第五四一号)(第五四二号)(第五四三号)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)(第五六二号)(第五六三号)(第五六四号)(第五六五号)(第五六六号)

第四九二号 平成三十一年三月八日受理

患者負担を増やさないことに関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市 菊谷愛子 外二

百九十名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四九三号 平成三十一年三月八日受理

子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願

請願者 仙台市 大友久子 外二千九百九十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第四九四号 平成三十一年三月八日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 山形市 佐藤真由美 外四千八百九十八名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第四九五号 平成三十一年三月八日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 新潟市 小池亨 外千三百七十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第四九六号 平成三十一年三月八日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 福岡県筑後市 江口尚子 外七百七十五名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第四九七号 平成三十一年三月八日受理
安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願
請願者 新潟市 高橋勤 外三千七百六十二名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第四九八号 平成三十一年三月八日受理
安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願
請願者 沖縄県うるま市 照屋章子 外二百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五〇六号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 名古屋市長 坂本朋子 外二千四百二十七名

紹介議員 井上 哲士君
福祉職場は、どこも深刻な人手不足のために福祉を必要としている人に十分な福祉が提供できない危機的な状態である。その原因は、全産業平均より月十万円も低い賃金格差と休憩時間も保障されずに長時間労働を強いられる労働基準法違反の労働環境である。政府は処遇改善加算による賃金引上げを図っているが、福祉労働者全体の賃金底上げにはならず、職員間に格差が持ち込まれている。また、現場の実態に見合った職員の増員には消極的な姿勢を続けている。その上、人材確保を口実に必要な職員数を資格のない人やボランティアで置き換える施策までが進められている。このような実態のままでは、福祉労働者が健康で文化的な生活を営むことはできず、専門性を発揮することもできない。無理な働き方で健康を害して退職・退職すれば、ますます人手不足になる悪循環となる。こうした事態を改善して全ての国民が望

んでいる安心・安全な福祉を実現するために、憲法第二十五条に基づいて国の責任で予算を確保することが必要である。福祉職員を大幅に増やし、賃金を抜本的に引き上げることを強く求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、職員を大幅に増やして労働基準法等の法令違反をなくし、安心・安全な福祉職場にすること。

二、賃金を引き上げて他産業との月額十万円もの格差をなくし、福祉労働者にも健康で文化的な生活を保障すること。

第五〇七号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 和歌山県有田市 貴志武 外二千四百二十七名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五〇八号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 長崎県諫早市 石丸健次 外二千四百二十七名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五〇九号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 北海道小樽市 中村正和 外二千四百二十七名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一〇号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 北海道小樽市 中村正和 外二千四百二十七名

請願者 東京都大田区 柴田まどか 外二千四百二十七名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一一号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 京都市 谷文彰 外二千四百三十五名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一二号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 東京都杉並区 土田琴音 外二千四百二十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一三号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 大阪府貝塚市 土井民子 外二千四百二十七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一四号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 大阪府枚方市 後藤咲耶 外二千四百二十七名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一五号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 愛知県海部郡蟹江町 太田智香 外二千四百二十七名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一六号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 大阪市 番匠洋子 外二千四百二十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一七号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 和歌山県御坊市 小田美代 外二千四百二十七名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一八号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 大阪府阪南市 坂本仁 外二千四百二十七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一九号 平成三十一年三月十一日受理
福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願
請願者 京都府城陽市 浜田真 外二千四百二十七名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五二四号 平成三十一年三月十二日受理
子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡小竹町 中嶋蓮 外
九百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第五二五号 平成三十一年三月十二日受理
安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願
請願者 福岡市 赤司幸枝 外四百二十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五三三三号 平成三十一年三月十三日受理
患者負担を増やさないことに関する請願
請願者 徳島県板野郡上板町 納田一徳 外二百八十八名
紹介議員 吉川 沙織君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五三七号 平成三十一年三月十四日受理
保育の質の確保等に関する請願
請願者 福岡県糟屋郡新宮町 堀田広治 外九百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君
幼児教育・保育の無償化の前進を強く望むが、今回の無償化の政府提案は多くの懸念すべき事項がある。

ついで、次の措置を採りたい。
一、無償化を理由に、保育の質的量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。
無償化によって更に保育需要が増えることが予測される。待機児童解消については、認可保育所など質を確保した施設で対応できるようにすること。また、最低基準の引上げな

ど保育の質向上も同時に実現すること。
二、認可外施設も無償化の対象とされているが、認可施設と同等の保育を保障できるよう、必要な措置を講ずること。
認可外施設への指導監督体制を抜本的に強化すること。

第五三八号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 京都府与謝郡与謝野町 吉田幸子 外四百八十八名
紹介議員 西田 昌司君
我が国では腎疾患(腎臓病)患者は千三百万人を超えると言われている。腎臓病は、沈黙の病とも言われ、早期発見が大変難しい病気であり、一旦発症すると、長期にわたり根強い治療が必要となる。また、腎臓病は重症化しやすく、末期腎不全まで至ると、生命を維持するために人工透析治療を続けるか腎臓移植をするしか方法はない。そのような腎臓病患者を一人でも少なくし国民が健康な毎日を送るためには、腎臓病を発症してから対策、医療ではなく、発症を予防するための施策が重要である。また、腎臓病を発症したとしても医療と施策によりその重症化をとどめることが必要である。近年、糖尿病の合併症として腎不全を発症する患者が増加しているが、腎臓病はもちろん、糖尿病も決して生活習慣だから発症する病気ではない。発症の原因を患者個人の責任にするだけでは腎臓病患者はなくなる。広く国民的課題として国を挙げた取組が必要である。また、腎臓病患者の高齢化が著しく、通院を始め療養生活に課題が山積している。これは、超高齢化社会である我が国において全ての高齢者にも共通する問題である。患者がより良い生活を送れる社会の実現は、国民が安心して充実した毎日を送れる社会の実現にもつながる。慢性腎臓病(CKD)の重症化を防ぐための施策を始め腎疾患対策の予算化などが実現しているが、十分かつ有効な腎疾患総合対策が実現しているとはまだまだ言えない。

腎疾患総合対策が確立し、国民が腎疾患から守られる日が早く達成されるよう求める。
ついで、次の事項について実現を図らるたい。
一、腎臓病の早期発見と重症化予防に向けた総合的な対策が進むように努めること。
二、腎臓病患者が必要な介護支援を受けられる介護保険制度になるよう検討すること。
三、透析患者で通院困難な患者の通院を保障する体制と必要なときに入所・入居できる施設を公的に整備するように努めること。
四、広域で大災害が発生しても人工透析治療を受けることができるよう、国、地方自治体が連携した災害対策への取組に努めること。
五、腎移植の推進及び再生医療の研究が進むように努めること。

第五三九号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛媛県松山市 高橋靖 外千六百六十五名
紹介議員 井原 巧君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四〇号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岡山県新見市 小堀清美 外千五百九十九名
紹介議員 石井 正弘君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四一号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 香川県高松市 高島義長 外千二百七十七名
紹介議員 磯崎 仁彦君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四二号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 大分県佐伯市 高橋久昭 外千四百九十九名
紹介議員 磯崎 陽輔君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四三三号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 広島県大竹市 工藤豊 外千八百八十七名
紹介議員 江島 潔君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四四号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 茨城県ひたちなか市 山岡正義 外七百六十九名
紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四五号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 香川県三豊市 詫間重信 外千二百八十八名
紹介議員 木村 義雄君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四六号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市 松本達雄 外千五百六十九名
紹介議員 高橋 克法君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四七号 平成三十一年三月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岩手県北上市 高橋澄 外千三百一名
紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四八号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 佐賀市 中島智雪 外九百九十九名

紹介議員 福岡 資麿君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四九号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 埼玉県春日部市 新井隆 外二千二百七十一名

紹介議員 古川 俊治君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五〇号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町 小山武利 外千三百四十名

紹介議員 三宅 伸吾君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五一号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県二本松市 武田吉栄 外六百二十六名

紹介議員 森 まさこ君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五二号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 岐阜市 谷川美代子 外五千九百九十九名

紹介議員 渡辺 猛之君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五三号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県常陸大宮市 佐藤敦子 外七百五十九名

紹介議員 藤田 幸久君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五四号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛知県犬山市 藤春正明 外千九百十三名

紹介議員 伊藤 孝恵君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五五号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山形県新庄市 荒川精志 外千六百十名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五六号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島市 栗屋靖正 外千四百四十名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五七号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡県磐田市 寺下章 外二千八十二名

紹介議員 平山佐知子君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五八号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県三田市 河手迪子 外二千三百三十名

紹介議員 清水 貴之君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五六〇号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 岐阜県瑞穂市 高田裕二 外七千二百四十五名

紹介議員 大野 泰正君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五六一号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市 柳沼昭吉 外七百六十名

紹介議員 上月 良祐君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五六二号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 奈良県生駒市 木津和久 外千五百四十名

紹介議員 堀井 巖君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五六三号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 富山県射水市 池田充 外三千七百七十三名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五六四号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 名古屋市中区 高橋元治 外千五百五十名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五六五号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県上田市 町田貴 外千五百四十九名

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五六六号 平成三十一年三月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 新潟県燕市 田中茂美 外千四百七十七名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、福祉職員の大規模な増員と賃金の引上げに関する請願(第五六八号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一号)(第五七二号)(第五七三号)(第五七四号)(第五七五号)(第五七六号)(第五七七号)(第五七八号)(第五七九号)(第五八〇号)(第五八一号)(第五八二号)(第五八三号)(第五八四号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(第五八八号)

一、保育の質の確保等に関する請願(第五八九号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五九〇号)(第五九一号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)(第五九七号)(第五九八号)(第五九九号)(第六〇〇号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願(第六一一号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(第六一二号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六一三号)(第六一四号)

第五六八号 平成三十一年三月十五日受理

福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願

請願者 大阪府高槻市 市岡五道 外百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五六九号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 岡山県新見市 藤井昭夫 外千五百九十九名

紹介議員 小野田紀美君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七〇号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府泉南郡岬町 南勝治 外二千四百六十六名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七一号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県太田市 新井久江 外八百七十九名

紹介議員 羽生田 俊君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七二号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本県 木下廣海 外千九百九十九名

紹介議員 馬場 成志君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七三号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山口市 吉村隆 外千七百七十九名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七四号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井市 野崎論 外四千四百三十九名

紹介議員 山谷えり子君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七五号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県富岡市 吉田榮子 外八百七十九名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七六号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区 宇田川友宏 外千八百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七七号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県日南市 高橋貴幸 外千三百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七八号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県大崎市 車塚フミ子 外九百九十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五七九号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県郡山市 岡部茂 外五百六十二名

紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五八〇号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県東広島市 松川洋子 外千三百三十一名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五八一号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 岡山県倉敷市 平田久美子 外千六百三十九名

紹介議員 谷合 正明君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五八二号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛媛県今治市 森年夫 外千二百七十九名

紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五八三号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 神戸市 浅野兵庫 外二千二十二名

紹介議員 室井 邦彦君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五八四号 平成三十一年三月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮崎市 有田憲二 外千四百名

紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五八八号 平成三十一年三月十八日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 北海道北見市 大谷敦子 外千三百二十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五八九号 平成三十一年三月十八日受理

保育の質の確保等に関する請願

請願者 北海道北広島市 今枝正人 外九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第五九〇号 平成三十一年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 新潟市 大脇健一郎 外千百十名

紹介議員 塚田 一郎君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五九一号 平成三十一年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本県玉名郡長洲町 北野ひとみ 外千九百九十九名

紹介議員 松村 祥史君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五九二号 平成三十一年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 佐賀市 鶴義昭 外千九百八十四名

紹介議員 山下 雄平君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五九三号 平成三十一年三月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都墨田区 山口信子 外千八十九名

紹介議員 有田 芳生君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五九四号 平成三十一年三月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福岡県大野城市 塩屋利且 外三
千九百九十九名

紹介議員 河野 義博君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五九五号 平成三十一年三月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 香川県高松市 南原義秋 外千六
十四名

紹介議員 山本 博司君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五九七号 平成三十一年三月十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 島根県大田市 松尾鎮雄 外千七
百二十九名

紹介議員 青木 一彦君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五九八号 平成三十一年三月十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛知県刈谷市 河合忠明 外千七
十五名

紹介議員 酒井 庸行君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五九九号 平成三十一年三月十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 徳島県阿波市 伊月久子 外千四
百九十九名

紹介議員 三木 亨君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六〇〇号 平成三十一年三月十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福井県坂井市 松井尚司 外五千
名

紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六〇一号 平成三十一年三月十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 新潟県上越市 杉田収 外二千二
百三十名

紹介議員 風間 直樹君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六〇二号 平成三十一年三月十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 大分県中津市 高橋悦子 外八百
七名

紹介議員 足立 信也君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六〇三号 平成三十一年三月十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 浜松市 生熊晴秀 外二千五十二
名

紹介議員 榛葉賀津也君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六一一号 平成三十一年三月二十日受理
子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解
消すること等に関する請願
請願者 福岡県久留米市 久保山伸一 外
九百九十六名

紹介議員 伊波 洋一君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第六一二号 平成三十一年三月二十日受理
安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善
と大幅増員を求めることに関する請願
請願者 沖縄県中頭郡西原町 仲座直美

外二百九十九名
紹介議員 伊波 洋一君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第六一三号 平成三十一年三月二十日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岐阜市 長谷川留美 外千九百九
十九名

紹介議員 渡辺 猛之君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六一四号 平成三十一年三月二十日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛知県清須市 小谷奈津子 外九
百八十六名

紹介議員 薬師寺みちよ君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育、医療、介護、年金など社会保障制度
の連続改善をやめ、拡充を求めることに関す
る請願(第六五七号)(第六五八号)(第六五九
号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二
号)(第六六三号)(第六六四号)(第六六五号)(第
六六六号)(第六六七号)(第六六八号)(第六六
九号)(第六七〇号)

一、国の責任で社会保障制度を拡充することに
関する請願(第六七一号)

一、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改
善等に関する請願(第六七二号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、待機児
童を解消すること等に関する請願(第六七三
号)(第六七四号)(第六七五号)

一、パーキンソン病患者が生きる希望を持てる
環境の整備に関する請願(第六七六号)

一、保育の質の確保等に関する請願(第六七八
号)(第六七九号)(第六八〇号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
(第六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第
六八四号)

一、健康保険適用外の重粒子線治療に対する早
期保険適用に関する請願(第六八五号)

一、じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願
(第六七九号)

一、食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千
五百円を目指すことに関する請願(第七四〇
号)(第七四一号)(第七四二号)(第七四三
号)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六
号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五
〇号)(第七五一号)(第七五二号)(第七五三
号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、待機児
童を解消すること等に関する請願(第七五四
号)(第七五五号)

一、パーキンソン病患者が生きる希望を持てる
環境の整備に関する請願(第七五六号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜
勤改善と大幅増員を求めることに関する請願
(第七五七号)(第七五八号)

一、保育の質の確保等に関する請願(第七五九
号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
(第七六〇号)

一、患者負担を増やさないことに関する請願
(第七六二号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、待機児
童を解消すること等に関する請願(第七六四
号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜
勤改善と大幅増員を求めることに関する請願
(第七六五号)

一、保育の質の確保等に関する請願(第七六六
号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)

一、食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を目指すことに関する請願(第九一四号)

一、保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願(第九一五号)

一、保育の質の確保等に関する請願(第九一六号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九三八号)

第六五七号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 兵庫県宝塚市 井川豊子 外千五百八十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六五八号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 兵庫県加古川市 橋本ひろみ 外千五百八十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六五九号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 神戸市 坂井豊明 外千五百八十七名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六〇号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 神戸市 川田宮子 外千五百八十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六一号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 兵庫県加東市 都倉悦子 外千五百八十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六二号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 京都府城陽市 垣内とみ 外千五百九十五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六三号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都三鷹市 加藤由美子 外千五百八十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六四号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都三鷹市 後藤ひろみ 外千五百八十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六五号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 黒田貴子 外千五百八十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六六号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都三鷹市 梅木みち子 外千五百八十七名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六七号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都目黒区 佐々木悦子 外千五百八十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六八号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都三鷹市 長沼誠 外千五百八十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六六九号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 若松那奈 外千五百八十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六七〇号 平成三十一年三月二十二日受理

保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 志田紘子 外千五百八十七名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六七一号 平成三十一年三月二十二日受理

国の責任で社会保障制度を拡充することに関する請願

請願者 名古屋市中村区 今村一成 外四百九十九名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第六七二号 平成三十一年三月二十二日受理

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等に関する請願

請願者 名古屋市中村区 富樫とよ子 外四百九十九名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第六七三号 平成三十一年三月二十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願

請願者 東京都大田区 真弓重孝 外千四百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第六七四号 平成三十一年三月二十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願

請願者 東京都東久留米市 佐藤大介 外九百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第七部 厚生労働委員会会議録第四号 平成三十一年四月二十三日【参議院】

第六七五号 平成三十一年三月二十二日受理
子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願
請願者 長野県佐久市 菅沼ひろ子 外九百九十九名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第六七六号 平成三十一年三月二十二日受理
パーキンソン病患者が生きる希望を持てる環境の整備に関する請願
請願者 名古屋 深谷幸隆 外千七十八名

紹介議員 里見 隆治君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六七七号 平成三十一年三月二十二日受理
安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願
請願者 長野県南佐久郡小海町 白田智和 外四百九十九名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第六七八号 平成三十一年三月二十二日受理
保育の質の確保等に関する請願
請願者 福岡県久留米市 石松歩美 外三百四十九名

紹介議員 古賀 之土君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六七九号 平成三十一年三月二十二日受理
保育の質の確保等に関する請願
請願者 東京都世田谷区 柴田みちる 外四百九十九名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。
第六八〇号 平成三十一年三月二十二日受理

保育の質の確保等に関する請願
請願者 長野県上田市 小林鉄平 外四百九十九名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六八一号 平成三十一年三月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 広島市 上田朗子 外千三百七十八名

紹介議員 溝手 顕正君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六八二号 平成三十一年三月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 広島市 坂本小百合 外千三百三十八名

紹介議員 宮沢 洋一君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六八三号 平成三十一年三月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛知県尾張旭市 吉川隆 外九百八十二名

紹介議員 里見 隆治君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第六八四号 平成三十一年三月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市 三浦百合江 外八百四十九名

紹介議員 牧山ひろえ君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。
第六八五号 平成三十一年三月二十二日受理
健康保険適用外の重粒子線治療に対する早期保険適用に関する請願
請願者 群馬県前橋市 佐伯詔一 外二百六十三名

紹介議員 山本 一太君

厚生労働省は「固形がんに対する重粒子線治療」という名称で先進治療を一部健康保険適用とすることを承認したものの、保険適用外患者は治療負担として三百万円以上の高額な負担が必要となる。治療施設はあっても経済的に治療できないため、重粒子線による保険適用外がん治療についても早期の保険適用を求める。がんは国民の死亡原因の第一位であり、その対策は国民の健康を守るための最優先課題である。今日では医療技術の目覚ましい進歩により必ずしも克服できない疾病ではないと言われ、これからのがん治療は治す確実性に優れ、体への負担が少ないことが重視される。重粒子線治療は、従来の放射線治療に比べ、がん部位に集中的にダメージを与え、周りの正常部位にはダメージが少ない。副作用も一般の放射線治療に比べて少ない。エックス線に比べ生物効果が強いことが知られ、エックス線が効きにくいとされてきた骨肉腫にも効果を発揮する。短い治療期間(平均三週)で治療でき、今までの放射線治療で使われているエックス線(六〜七週)と比べて、治療のための照射回数を減らすことができる。外科手術を伴わないためふだんの生活をしながら受けられるので、体力的に弱い高齢者などにも有効である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、健康保険適用外の重粒子線治療に対して早期に健康保険治療を適用すること。

第七三九号 平成三十一年三月二十五日受理
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願
請願者 東京都練馬区 国武行弘 外七千四百九十九名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第七四〇号 平成三十一年三月二十五日受理
食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円

を旨とする請願

請願者 愛知県東海市 國定敬子 外千三百四十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七四一号 平成三十一年三月二十五日受理
食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を旨とする請願
請願者 大阪市 戎井賢治 外千三百四十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七四二号 平成三十一年三月二十五日受理
食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を旨とする請願
請願者 大阪府泉南郡岬町 津田佳代 外千三百四十六名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七四三号 平成三十一年三月二十五日受理
食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を旨とする請願
請願者 札幌市 小林豊 外千三百四十六名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七四四号 平成三十一年三月二十五日受理
食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を旨とする請願
請願者 大阪府貝塚市 新川美佑子 外千三百四十六名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。
第七四五号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 大阪府箕面市 大谷真由実 外千

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七四六号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 大阪府和泉市 戸梶幸夫 外千三

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七四七号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市 東智子 外千

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七四八号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市 松尾智子 外

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七四九号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 堺市東区 中本亜紀 外千三百四

十六名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七五〇号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市 川畑康男 外

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七五一号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 福岡県八女市 小井手和枝 外千

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七五二号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 兵庫県姫路市 苦瓜一成 外千三

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七五三号 平成三十一年三月二十五日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を
目指すことに関する請願

請願者 堺市 大西孝子 外千三百四十六

名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第七五五号 平成三十一年三月二十五日受理

子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解
消すること等に関する請願

請願者 東京都大田区 中川美和子 外九

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第七五六号 平成三十一年三月二十五日受理

パーキンソン病患者が生きる希望を持てる環境の
整備に関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市 長谷川更正

紹介議員 渡辺 猛之君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第七五七号 平成三十一年三月二十五日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 東京都多摩市 白鳥愛実 外九百

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第七五八号 平成三十一年三月二十五日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 東京都東村山市 横井千秋 外七

百七十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第七六〇号 平成三十一年三月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県上田市 小林幸男 外千五

紹介議員 杉尾 秀哉君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八六三三号 平成三十一年三月二十六日受理

患者負担を増やさないことに関する請願

請願者 兵庫県三田市 安部治郎 外二万

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八六四号 平成三十一年三月二十六日受理

子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解
消すること等に関する請願

請願者 大阪府八尾市 林大栄 外千九百

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第八六五号 平成三十一年三月二十六日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 名古屋市中区 吉武真耶 外九百九十

九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第八六六号 平成三十一年三月二十六日受理

保育の質の確保等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 原功 外四百五

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八六七号 平成三十一年三月二十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 原功 外四百五

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八六八号 平成三十一年三月二十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 原功 外四百五

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八六九号 平成三十一年三月二十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 原功 外四百五

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

請願者 岐阜市 田中和博 外千九百九十九名
紹介議員 大野 泰正君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八六八号 平成三十一年三月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 新潟市 山田茂 外千四十三名
紹介議員 佐藤 信秋君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八六九号 平成三十一年三月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市 武田正彦 外八百八十五名
紹介議員 島村 大君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八七〇号 平成三十一年三月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 兵庫県西宮市 高江ミヨ子 外二千四百五十五名
紹介議員 伊藤 孝江君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八七一号 平成三十一年三月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都八王子市 剣持貴 外千八百十八名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八七二号 平成三十一年三月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府 木村繁 外三千二百三十二名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八九三号 平成三十一年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 秋田県由利本荘市 菊地和紀 外二千九百九名
紹介議員 石井 浩郎君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八九四号 平成三十一年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 神奈川県小田原市 石井善男 外八百四十九名
紹介議員 三浦 信祐君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第八九五号 平成三十一年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府茨木市 河島剛幸 外三千二百三十二名
紹介議員 東 徹君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第九一四号 平成三十一年三月二十八日受理
食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を目指すことに関する請願
請願者 京都府亀岡市 山内千代美 外三百四十四名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第九一五号 平成三十一年三月二十八日受理
保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善を求め、拡充を求めることに関する請願
請願者 京都府亀岡市 大島良枝 外五百三名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第九一六号 平成三十一年三月二十八日受理
保育の質の確保等に関する請願
請願者 東京都世田谷区 田村恵 外五百一名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第九三八号 平成三十一年三月二十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 群馬県甘楽郡 柳沢文夫 外八百七十八名
紹介議員 中曽根弘文君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願(第一〇〇一号)
一、保育の質の確保等に関する請願(第一〇〇二号)
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一〇〇三号)
一、患者負担を増やさないことに関する請願(第一〇〇六二号)
一、食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を目指すことに関する請願(第一〇六三三号)
一、保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改善を求め、拡充を求めることに関する請願(第一〇六四四号)
一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(第一〇六五五号)
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一〇六六六号)
一、原発被災者の仕事・雇用対策に政府が責任を負うことに関する請願(第一〇六七七号)
一、社会保険料の負担軽減に関する請願(第一〇六八八号)(第一〇六九九号)(第一〇七〇〇号)(第一〇七一〇号)(第一〇七二二号)(第一〇七三三三号)

第一〇七四号(第一〇七五号)(第一〇七六号)(第一〇七七号)(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八一号)
一、患者負担を増やさないことに関する請願(第一一二六号)
一、国の責任で社会保障制度を拡充することに関する請願(第一一二七号)
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二八号)

第一〇〇一号 平成三十一年三月二十九日受理
子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市 伊藤直幸 外九百九十九名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第一〇〇二号 平成三十一年三月二十九日受理
保育の質の確保等に関する請願
請願者 大阪府富田林市 長久横 外三百九十名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第一〇〇三号 平成三十一年三月二十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福岡県直方市 石川順子 外四千五百二十四名
紹介議員 大島九州男君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一〇六二号 平成三十一年四月一日受理
患者負担を増やさないことに関する請願
請願者 福岡市 岡崎誠 外千七百九十二名
紹介議員 野田 国義君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一〇六三号 平成三十一年四月一日受理
食品衛生監視員大幅増員、最低賃金時給千五百円を目指すことに関する請願

請願者 東京都台東区 森田啓子 外三十
六名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一〇六四号 平成三十一年四月一日受理
保育、医療、介護、年金など社会保障制度の連続改悪をやめ、拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都台東区 森田啓子 外四十
五名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一〇六五号 平成三十一年四月一日受理
安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 新潟県上越市 吉田照雄 外三百
五十七名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第一〇六六号 平成三十一年四月一日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市 松岡瞳 外二千七百名
紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一〇六七号 平成三十一年四月一日受理
原発被災者の仕事・雇用対策に政府が責任を負うことに関する請願

請願者 茨城県日立市 武井佳代子 外千
百五十八名

紹介議員 岩淵 友君

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を明らかにし、多くの住民・中小業者を苦しめている。原発の技術は未完成であり、稼働

することによって発生するばく大な放射性物質(死の灰)を安全に処理する技術さえ存在しない。

地震・津波大国にもかかわらず、国内に五十四基もの原発があることによって全国に取り返しのつかない壊滅的な被害が及ぶ危険性がある。一方、世界では、ドイツ、イタリア、スイスなど原発ゼロを目指す流れが広がっている。

ついては、安全な未来を次代に引き継ぐため、次の措置を採られたい。
一、原発被災者の仕事・雇用対策に政府が責任を負うこと。

第一〇六八号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 静岡県磐田市 鈴木庄作 外百六
名

紹介議員 井上 哲士君
社会保険(協会けんぽ)は、全ての法人と五人以上の従業員を雇用する個人事業所に加入が義務付けられている。協会けんぽの加入事業所は約百七十五万であるが、重い保険料負担から払い切れないため、約二千二百八十億円の滞納が発生している。こうした中、年金事務所による差押えが横行し、小規模事業者の営業を脅かしている。また、国土交通省は二〇一二年十一月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を策定し、建設産業における社会保険未加入対策を進める中で、本来、社会保険の適用除外となる一人親方(事業主)や従業員四人以下の個人事業主が社会保険未加入を理由に現場から排除される事例が発生している。こうした対応が広がれば、小規模事業者の経営は悪化し、倒産・廃業が広がり、ひいては地域経済の衰退を招くこととなる。小規模企業振興基本法制定時(二〇一四年六月)の国会附帯決議(参議院経済産業委員会)では、国に対し、「社会保険料の負担軽減に効果的な支援策を講ずるよう求めている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、社会保険料率の引下げと、減免制度を確立すること。

二、社会保険料の延滞金を引き下げるとともに、分割納付中、及び雇用調整助成金を活用している事業者には延滞金を課さないこと。

第一〇六九号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 北海道士別市 加納正晴 外百六
名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七〇号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 北海道旭川市 中田時雄 外百六
名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七一号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 高知市 山崎洋一 外百六名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七二号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町 熊井トシ
工 外百六名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七三号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 埼玉県川口市 原田博史 外百十
三名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七四号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 東京都練馬区 藤田和美 外百六
名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七五号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町 岡部悦
子 外百六名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七六号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 相模原市 上野敏行 外百六名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七七号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 東京都清瀬市 長沢宏幸 外百六
名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七八号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 茨城県つくば市 内田文江 外百
六名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇七九号 平成三十一年四月一日受理
社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 東京都大田区 高橋美佳 外百六
名

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇八〇号 平成三十一年四月一日受理

社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 東京都葛飾区 松田周平 外百六

名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一〇八一号 平成三十一年四月一日受理

社会保険料の負担軽減に関する請願

請願者 東京都杉並区 澤田俊史 外百六

名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一〇六八号と同じである。

第一一二六号 平成三十一年四月二日受理

患者負担を増やさないことに関する請願

請願者 兵庫県西宮市 山本正剛 外二千

五百八十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一一二七号 平成三十一年四月二日受理

国の責任で社会保障制度を拡充することに関する請願

請願者 滋賀県栗東市 前川奈都子 外千

八百名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第一一二八号 平成三十一年四月二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 奈良市 向田一郎 外千四百二名

紹介議員 佐藤 啓君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

四月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、患者負担を増やさないことに関する請願
(第二六九号)

一、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等に関する請願(第一七〇号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願(第一七

一号)(第一七二号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

(第一七三三)(第一七四号)

一、福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げに関する請願(第一七五号)

一、保育の質の確保等に関する請願(第一七六号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

(第一七七号)

一、障害者等の暮らしを支える介護・福祉の拡充に関する請願(第一七八号)(第一七九号)

一、安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

(第一八一号)

一、要介護・要支援者に対する医療保険による外来維持期リハビリの復活を求めることに関する請願(第一八二号)

一、国の責任で社会保障制度を拡充することに関する請願(第一九〇号)

一、国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願(第一九一号)

第一二六九号 平成三十一年四月八日受理

患者負担を増やさないことに関する請願

請願者 滋賀県大津市 土井由香 外五百

八十七名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一二七〇号 平成三十一年四月八日受理

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等に関する請願

請願者 石川県金沢市 横地真弓 外四百

二十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一二七一号 平成三十一年四月八日受理

子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願

請願者 静岡県藤枝市 福井雄平 外二百

二十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第一二七二号 平成三十一年四月八日受理

子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願

請願者 京都市 益田花歩 外千七百八十

二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第一二七三号 平成三十一年四月八日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 静岡県三島市 岩本須美子 外九

百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第一二七四号 平成三十一年四月八日受理

安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 滋賀県東近江市 小林美智子 外

千五百六十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第一二七五号 平成三十一年四月八日受理

福祉職員の大規模な増員と賃金の引上げに関する請願

請願者 京都府綾部市 大槻博和 外百九

十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第一二七六号 平成三十一年四月八日受理

保育の質の確保等に関する請願

請願者 京都市 桐野洋 外三百五十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第一二七七号 平成三十一年四月八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市 鈴木忠治 外二千百九名

紹介議員 中泉 松司君

この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第一二七八号 平成三十一年四月八日受理

障害者等の暮らしを支える介護・福祉の拡充に関する請願

請願者 千葉県東金市 片野勝 外三千二

百七十八名

紹介議員 福島みずほ君

介護保険制度は、保険料・利用料を払えないと使えない。貧富格差が拡大する中、こうした制度で障害者・要介護者等の暮らしを守ることは困難である。介護保険の対象となった障害者は、介護保険優先原則を理由に障害福祉から介護保険制度に移行させられる。この結果、多くの障害者は、費用負担の発生、支援の質と量の低下等の問題に直面し、当たり前の生活さえ脅かされる。国は負担軽減策や共生型サービスによって高齢障害者に係る問題の是正を図ろうとしているが、これは優先原則の強化・支援格差の拡大につながり、問題を更に深刻化させる。今、真に必要なのは、介護・福祉の拡充である。支援を受けながら他の人

たちと同じように暮らすことを求める。
ついで、次の事項について実現を図られた
い。

一、介護保険制度における国庫負担を大幅に引き
上げ、保険料を軽減するとともに利用者負担を
なくすこと。当面、障害福祉と同様に、非課税
世帯の要介護者等に利用者負担を課さないこ
と。

二、障害者の暮らしを脅かす介護保険優先原則を
廃止すること。

三、自治体が障害者を介護保険に機械的に移行さ
せないよう指導を強めること。あわせて、強制
移行につながる障害福祉に係る国庫負担基準の
引下げをやること。

四、暮らしの場を始め、誰と、どこに住んでいて
も、必要なときに必要な支援を受けられるよう
障害福祉制度と社会基盤を拡充すること。

第一一七九号 平成三十一年四月八日受理
障害者等の暮らしを支える介護・福祉の拡充に関
する請願

請願者 千葉県八千代市 瀬戸銀司 外一
万五千四百八十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八一号 平成三十一年四月九日受理
安全・安心の医療・介護の実現のため、夜勤改善
と大幅増員を求めることに関する請願

請願者 名古屋市中村区 瀧川満 外千九百九十
九名

紹介議員 斎藤 嘉隆君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第一一八二号 平成三十一年四月九日受理
要介護・要支援者に対する医療保険による外来維
持期リハビリの復活を求めることに関する請願

請願者 大阪府門真市 浦西雄一 外八百
七十八名

紹介議員 倉林 明子君
国は、二〇一九年三月三十一日で要介護者等に
対する外来での医療による維持期リハビリを廃止
し、介護保険への誘導を進めている。介護保険に
完全移行となった場合に受皿となる通所リハビ
リ・訪問リハビリであるが、二〇一七年三月に実
施された維持期リハビリ実態アンケートでも新た
に通所リハビリを開始する医療機関は僅かで、今
後、通所リハビリ事業所数が大幅に増える見込み
がないことが分かった。受皿づくりが十分に進ま
ない中で維持期リハビリ廃止は、リハビリ難民
を生むことになる。また、今回の廃止は、国が長
年取り組む医療費抑制政策から出されたものであ
り、診療報酬の給付を抑制することが大きな目的
である。こうした動きに国民・患者から反対の声
を上げることが、今、何よりも重要である。

ついで、次の事項について実現を図られた
い。

一、要介護・要支援者に対する医療保険による外
来維持期リハビリを復活させること。その際に
は、減算規定を実施しないこと。

第一一九〇号 平成三十一年四月十一日受理
国の責任で社会保障制度を拡充することに関する
請願

請願者 兵庫県姫路市 三木照美 外二千
九百五十三名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第一一九一号 平成三十一年四月十一日受理
国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・
介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 大阪市 伊波愛海 外九十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた
者に対する一時金の支給等に関する法律案
(衆)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者
に対する一時金の支給等に関する法律案
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた
者に対する一時金の支給等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 一時金の支給(第三条・第十五条)

第三章 旧優生保護法一時金認定審査会(第十
六条・第二十条)

第四章 調査等及び周知(第二十一条・第二十
二条)

第五章 雑則(第二十三条・第三十条)

附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あ
るいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの
方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由
に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優
生手術に関する規定が削除されるまでの間におい
て生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受け
ることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてき
た。

このことに対して、我々は、それぞれの立場に
おいて、真摯に反省し、心から深くおわびする。
今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられ
るとともに、このような事態を二度と繰り返すこ
とのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無に
よって分け隔てられることなく相互に人格と個性
を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け
て、努力を尽くす決意を新たにしているものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立
場にあることを深く自覚し、この法律を制定す
る。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、旧優生保護法に基づく優生
手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し
必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、
昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十
五日までの間において施行されていた優生保護
法(昭和二十三年法律第五十六号)をいう。

2 この法律において「旧優生保護法に基づく優
生手術等を受けた者」とは、次に掲げる者であ
つて、この法律の施行の日(第五条第三項に
おいて「施行日」という。)において生存している
ものをいう。

一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年
六月二十三日までの間に、優生保護法の一部
を改正する法律(昭和二十四年法律第二百十
六号)による改正前の優生保護法第三条第一
項又は第十条の規定により行われた優生手術
を受けた者(同項第四号又は第五号に掲げる
者に該当することのみを理由として同項の規
定により行われた優生手術を受けた者を除
く。)

二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七
年五月二十六日までの間に、優生保護法の一
部を改正する法律(昭和二十七年法律第四百
十一号)による改正前の優生保護法第三条第
一項又は第十条の規定により行われた優生手
術を受けた者(同項第四号又は第五号に掲げ
る者に該当することのみを理由として同項の
規定により行われた優生手術を受けた者を除
く。)

三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三
月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に
関する法律(平成八年法律第二十八号)による
改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又
は第十三条第二項の規定により行われた優生
手術を受けた者(同法第三条第一項第四号又
は第五号に掲げる者に該当することのみを理
由として同項の規定により行われた優生手術

を受けた者を除く。）

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日まで
の間に、優生保護法の一部を改正する法律
（平成八年法律第五号）による改正前の優生
保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第
二項の規定により行われた優生手術を受けた
者（同法第三条第一項第三号又は第四号に掲
げる者に該当することのみを理由として同項
の規定により行われた優生手術を受けた者を
除く。）

五 前各号に掲げる者のほか、昭和二十三年九
月十一日から平成八年九月二十五日までの間
に日本国内において行われた生殖を不能にす
る手術又は放射線の照射を受けた者次に掲
げる事由のみを理由として行われた生殖を不
能にする手術又は放射線の照射を受けた者で
あることが明らかである者を除く。）

イ 母体の保護

ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療
ハ 本人が子を有することを希望しないこ
と。

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖
を不能にする手術又は放射線の照射を受け
ることを希望すること。

第二章 一時金の支給

（一時金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に
対し、一時金を支給する。

（一時金の額）

第四条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（一時金に係る認定等）

第五条 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けよ
うとする者の請求に基づき、当該支給を受ける
権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対
し、一時金を支給する。

2 前項の一時金の支給の請求（以下単に「請求
」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄
する都道府県知事を経由してすることができ

る。

3 請求は、施行日から起算して五年を経過した
ときは、することができない。

（支払未済の一時金）

第六条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受け
た者が請求をした後に死亡した場合において、
その者が支給を受けるべき一時金でその支払を
受けなかったものがあるときは、その一時金
は、その者の配偶者（届出をしていないが、事
実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、
子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、
その者の死亡の当時その者と生計を同じくして
いたもの（以下この条及び第二十五条において
「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がな
いときは、当該死亡した者の相続人に支給す
る。

2 前項の規定による一時金を受けるべき遺族の
順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による一時金を受けるべき同順
位者が二人以上あるときは、その全額をその一
人に支給することができるものとし、この場合
において、その一人にした支給は、全員に対し
てしたものみなす。

（請求書の提出等）

第七条 請求をしようとする者は、厚生労働省令
で定めるところにより、厚生労働大臣（当該請
求が第五条第二項の規定により都道府県知事を
經由してされる場合にあっては、当該都道府県
知事に、次に掲げる事項を記載した請求書（以
下この条及び次条において単に「請求書」とい
う。）を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射
線の照射を受けた医療機関の名称及び所在地
（これらの事項が明らかでないときは、その
旨）

三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射
線の照射を受けた年月日（これが明らかでな
いときはその時期とし、いずれも明らかでな

いときはその旨とする。）

四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射
線の照射を受けるに至った経緯

五 その他厚生労働省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による請求書の
提出を受けたときは、直ちに、これを厚生労働
大臣に送付しなければならない。

（都道府県知事による調査）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定によ
る請求書の提出を受けたときは、厚生労働省令
で定めるところにより、その都道府県の保有す
る文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気
的方式その他の人の知覚によつては認識すること
ができない方式で作られた記録をいう。）を含む。
次項及び第十条第一項において同じ。）にそ
の請求に係る情報が記録されているかどうか
について調査し、又は当該都道府県の職員から
当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、
その結果を厚生労働大臣に報告するものとす
る。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による請
求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書
にその都道府県の区域内においてその請求に係
る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受
けた旨の記載があるときは、厚生労働省令で定
めるところにより、当該都道府県の区域内の市
町村（特別区を含む。第二十五条において同
じ。）、医療機関、障害者支援施設（障害者の日
常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十
一項に規定する障害者支援施設をいう。第十二
条第三項において同じ。）、児童福祉施設（児童
福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七
条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）その他
の関係機関（以下単に「関係機関」という。）に
対して、当該関係機関が保有する文書に当該請
求に係る情報が記録されているかどうかについて
調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請
求に関し知っている事実の聴取を行い、その結

果を報告するよう求めるものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受
けたときは、速やかに、その内容を厚生労働大
臣に通知するものとする。

4 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合に
は、その旨を当該各号に定める都道府県知事
に通知するものとする。

一 第五条第二項の規定により都道府県知事を
經由してされた請求に係る請求書にその都道
府県以外の都道府県の区域内において当該請
求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の
照射を受けた旨の記載があるとき 当該都道
府県の知事

二 都道府県知事を経由しないでされた請求に
係る請求書に当該請求に係る生殖を不能にす
る手術又は放射線の照射を受けた都道府県の
区域に関する記載があるとき 当該都道府県
の知事

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定
による通知を受けた都道府県知事について準用
する。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項（これら
の規定を前項において準用する場合を含む。）の
規定による調査又は聴取に関し必要があると認
めるときは、関係機関その他の公務所又は公私
の団体に照会して必要な事項の報告を求める
ことができる。

（厚生労働大臣による調査）

第九条 厚生労働大臣は、第五条第一項の認定
（以下単に「認定」という。）を行うため必要があ
ると認めるときは、請求をした者（次条におい
て「請求者」という。）その他の関係人に対して、
報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出
頭を命じ、又は厚生労働大臣の指定する医師の
診断を受けさせることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要がある
と認めるときは、関係機関その他の公務所又は
公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め
ることができる。

(請求に係る審査)

第十条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会に通知し、当該請求者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

2 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者が第二条第二項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法一時金認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。

4 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があつた旧優生保護法一時金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(関係機関等の協力)

第十一条 関係機関は、第八条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力

するよう努めなければならない。

2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第八条第六項、第九条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(一時金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第十二条 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

3 前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により一時金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該一時金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十四条 一時金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十五条 租税その他の公課は、一時金を標準として課することができない。

第三章 旧優生保護法一時金認定審査会(審査会の設置)

第十六条 厚生労働省に、旧優生保護法一時金認定審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第十七条 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十八条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 調査等及び周知

(調査等)

第二十一条 国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら

共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等(第二条第二項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。)に関する調査その他の措置を講ずるものとする。

(この法律の趣旨及び内容についての周知)

第二十二条 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第五章 雑則

(費用の負担)

第二十三条 次に掲げる費用として厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定める基準により、国庫の負担とする。

一 認定を受けた者が当該認定に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用(当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。)(同号に該当するものを除く。)

二 第九条第一項又は第十条第三項の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

(事務費の交付)

第二十四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村の長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長)は、厚生労働大臣、都道府県知事又は一時金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又はその遺族若しくは相続人の

戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。
(事務の区分)

第二十六條 第五條第二項並びに第八條第一項から第三項まで(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十七條 厚生労働大臣は、一時金(第二十三條各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。)の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(同項及び第二十九條において「機構」という。)に委託することができる。

(旧優生保護法一時金支払基金)

第二十八條 前條の規定により業務の委託を受けた機構は、一時金の支払及びこれに附帯する業務(以下この項及び次条において「一時金支払等業務」という。)に要する費用(一時金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。)に充てるため、旧優生保護法一時金支払基金(次項において「基金」という。)を設ける。
2 基金は、次條の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。

(交付金)

第二十九條 政府は、予算の範囲内において、第二十七條の規定により業務の委託を受けた機構に対し、一時金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。
(厚生労働省令への委任)

第三十條 この法律に定めるもののほか、一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四條中厚生労働省設置法平成十一年法律第九十七條第六條第二項の改正規定及び同法第十三條の二の次の一條を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
(請求の期限の検討)

第二條 第五條第三項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

第五條第二項並びに第八條第一項から第三項まで(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四條 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第八十條の次に次の一号を加える。
八十の二 旧優生保護法に基づく優生手術等

を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第 号)第三條に規定する一時金に関すること。
第六條第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会」に改め

る。
第十三條の二の次に次の一條を加える。

(旧優生保護法一時金認定審査会)

第十三條の二の二 旧優生保護法一時金認定審査会については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第十八條第一項中「から第八十二號まで」を「第八十號、第八十一號、第八十二號」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五條 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。
附則第五條の二の次に次の二條を加える。

(一時金の支払の業務)

第五條の三 機構は、第十二條第一項及び前條第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 一の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第 号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法一時金支給法」という。)第三條の一時金の支払を行うこと。
二 一の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六條第一項の一時金の支払を行うこと。

三 一の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三條各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の業務は、第三十三條第二号の規定の適用については、第十二條第一項に規定する業務とみなす。

る業務とみなす。
(旧優生保護法一時金支払基金)

第五條の四 機構は、前條第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む。)に充てるために旧優生保護法一時金支払基金(次項において「基金」という。)を設け、旧優生保護法一時金支給法第二十八條第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、前條第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。
(成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の一部改正)

第六條 成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。
附則第三項のうち厚生労働省設置法第十三條の二の次に一條を加える改正規定中「第十三條の二の次」を「第十三條の二の二」を第十三條の二の三とし、第十三條の二の二に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、旧優生保護法に基づく優生手術に係る届出があつた者に対して一時金を支給した場合の総額として見込まれる金額は、約三百八十億円である。

令和元年五月十三日印刷

令和元年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K